

1. 平成25年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成25年9月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院
事務局 長

藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員

齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長

丸 井 秀 樹

議会事務局
議会総務課長
補 佐

河 合 保 隆

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の遅参議員は、17番 美谷添生君であります。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時32分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には1番 山川直保君、2番 田中康久君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いを申し上げます。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） それでは、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） おはようございます。議長から質問の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきますが、質問の順番のくじを一番最後に引いたんですが、なぜか1番が当たりました。大変爽やかな気持ちで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、郡上市の経済の活性化ということで、市長に質問をいたしたいと思います。

その対策ということですが、まず、今、日本経済はアベノミクスに踊らされたように、景気は上昇したかのように報道され、外見は新聞やテレビを見るように景気が回復されたとしています。数字だけ見れば、確かにそのとおりです。

しかし、それは円安によって、大手の自動車メーカーのように、輸出産業が反映しているだけで、国内の中堅以下の産業は一向に上向いておりません。確かに、統計をとれば、トヨタ自動車のように事業額が多いから、日本全体の経済成長率は高いかもしれません。それは特定の大手産業に限ら

れ、その下でどうにもならない中小企業がうようよしております。特に、小企業では、電気代は上がるわ、ガソリン代は上がるわ、家庭のガス代まで上がって、おまけに土木建築は大手業者にとられてなすべきもないという、そうした地方の実情であります。

特に、地方においては、全く冷え切ったままです。こうした政策は、国内の財閥がますます大きくなって、反対に中小企業はどんどん貧困化するようになり、貧富の差がますます広がってくるものと思われまふ。その果ては、生活が苦しくなり、犯罪が頻繁に起こるようになります。もう既にそのようになりかけているのではないのでしょうか。

郡上市内でも、最近になってから、小企業を経営する人たちが何人も破産しております。私は、前回の質問で、郡上市の公債費比率は標準的な18%でなくても、現在よりふえなければよい、だから補助事業をもっと多く計画すべきであると言いましたが、市長はそれには応じてくれませんでした。郡上市は幾ら健全財政でも、市民はその日の生活に事欠く人たちもいることを忘れてはなりません。

いま一つ、北海道の夕張市が財政破綻したことを考えてみるに、破綻するまで債務を積み重ねたことは確かに行き過ぎであるが、市民の繁栄を考え、そこまでやり通した気力は我が市の政策とは天と地の差があるのではないのでしょうか。

もう一つ、前回の質問で農林業の振興について質問をしましたが、林業については大手の中国木材さんを誘致したい、現在進行中であると言われました。これは現在の長良川ウッド株式会社ですが、何とか現在の工場を継続させたい一念で、社長みずからが中国木材さんへ出向き、誘致と商談が成立したものであります。市が協力するのは当然であります。

農産物のブランド化や加工場などについても、私は幾つも今までに提案をしてきましたが、みんな農家の人たちのグループでつくっておられるだけで、加工から販売まで、3次産業までの指導に欠けています。

農業関係は、そうしたことに国の有利な補助制度がたくさんあります。例えばトマト栽培を例にとると、全国一の生産量を誇る、年間100万トンの生産を誇る熊本県では、農家の人たちが地域ごとに農業法人をつくり、販路も安定した出荷量によって、収益を得られておられます。

その熊本県の中でも、トマトの一大産地である八代市には何百人を超える生産者がおられますが、平成13年に原点に戻り、新鮮で健康なおいしいトマトを消費者に提供するという目的で、その考えを共有した数名のメンバーが集まり、八代市の指導のもとに八代ひかり出荷組合を設立して、現在に至っていると言われております。販路は大阪の市場が一番多く、その他大手食品販売会社とも数件の取引を開拓していると言われます。

一部農協とも取引があると言われますが、さて郡上市においては、トマトの生産を奨励しても、生産が足らないばかりで幾らでも販路はあると言われますが、生産者に聞くと、値段が安くて採算

が合わないと言われます。それは個人個人の折衝であるから、つけ込んで値段を安く仕切られてしまいます。特に、農協は農家を足場にして、営利を目的にした大企業です。

今、郡上市がサバイバルをかけて戦うには、零細ながらも農林業しかないと言っても私は過言ではないと思います。それは、林業においては、中国木材さんの郡上進出により、少しは先行きに期待が持てますが、農業については先行きが非常に暗いものですが、しかしこれしかないのです。

去る8月30日に、防災センターにおいて、郡上市農林事業推進協議会、それに郡上市土木事業推進協議会の合同会議が行われました。郡上農林事務所25年度の事業概要を説明していただきました。盛りたくさんの計画を聞かせていただきました。どうかこの事業が26年度へ繰り越しになるようなことがないように願うものであります。

また、郡上土木事務所、長良川上流河川開発工事事務所の施策についても説明を受けましたが、国道や河川事業、県代行事業など、負担金の要らない公共事業の促進は当然のことながら、少々負担金がかかっても、県道の改良、小河川の改良、市道の改良など、積極的に行うべきでないでしょうか。負担金の都合で事業が先送りになるようなことは、公債費率の18%にこだわり過ぎないように、避けるべきであると私は思います。

去る8月27日のテレビニュースの自民党は、26年度予算の建設事業費を前年度より17%アップする、これは赤字国債を見越しての上であると、そのように述べられました。また、農業では、工事ではなく、農家が農業でいかに生計を立てていけるかであると思います。

近くで例を挙げれば、郡上市合併以前のことで、当時の高鷲村では高冷地野菜として大根の栽培を農家に奨励されました。栽培についても、農地の整備費に農林省から多額の補助を受けられ、その上に農地整備のためのブルドーザーや大型のトラクターまで、オペレーターつきで派遣をされたと聞いております。その上、大根の洗浄機も備えた集荷場まで、補助金を受けて建設をされております。

出荷についても、大阪市場が主力と聞いておりましたが、当時はひるがの高原に大根御殿が建ち並ぶとまで言われた時代がありました。名声を残したひるがの大根は、現在、中国からの輸入に押されておりましたが、今もなお栽培は続けておられます。いわゆる農家も1次産業だけでなく、2次産業からできれば3次産業まで、加工食品の生産まで生産者組合をつくり、指導するべきではないでしょうか。

加工食品とは、出荷できない不良食品で、どんな野菜についても農家の不採算部門であります。これをうまく処理しなければ、どんな野菜も採算生産は現在の市場では成り立ちできません。郡上は市になったといえども、やはり郡上は農村地帯です。市政が幾ら健全財政であっても、市民不在の市政にならないことを願うものであります。

そこで、質問として、今、私が述べた情勢を踏まえて、市長は任期の半ばを迎えられ、残りの任

期を鑑み、郡上市の市民をいかに導いていくのかをお伺いいたします。市長、よろしく願います。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御答弁を申し上げたいと思います。

今、田中議員のほうからの御質問があったわけですが、お聞きをいたしておりますと、要は郡上市の財政運営、実質公債費比率18%以下にするというものについてこだわり過ぎではないかと、もっと積極的な財政を展開すべきではないかと、こういうお説というふうに拝聴いたしました。

また、夕張市の例などをお引きになって、夕張市とは天と地の差があると、こういう御指摘もいただいたわけでございます。

夕張市のかつて今回の財政破綻の要因となった、あそこも随分苦勞をして、いわゆる炭鉱の町から観光の町へということで脱皮をするために苦勞しておられました。当時の市長さん、私がまだ東京に勤務をしているころから面識がございまして、随分御努力をされていたことは尊敬を申し上げるところですけれども、今日のああいう形で、一時借入金の不適正な操作によって大きな破綻を来したということは、結果責任としては非常に大きなものがあるというふうに思っております。

実質公債費比率18%以下に努力をするということは、私どもといいますか、市の一存でこういうふうに政策を必ずしもそれだけで持っていつているということではなくて、もともと地方債が許可制から協議制に移るときに、なおかつしかし実質公債費比率が18%以上である場合には、市町村の場合には知事の許可を要するというので、しかもその団体が地方債を起こす場合にはできるだけ早く実質公債費比率18%以下にするという公債費負担適正化計画というものを提出して、その範囲の中で知事に許可をしてもらっているというのでございますので、郡上市において18%にこだわる、こだわらないの問題ではございません。

地方財政法の第5条の4、あるいは地方財政法施行令第23条に決められたルールに従って財政運営をしているところでございまして、私自身が消極的な姿勢でもって財政運営をしているから、それをやっているということではないというのでございます。

そして、なおかつ仮にそうでなくても、地方債というのはその年度においては非常に大きな財源になりますけれども、結局は利子負担も含めて、後年度に税金や地方交付税の中から支払っていかねばいけなわけですから、当該年度には大きな収入になっても、後年度以降の税収入や地方交付税の先食いであるというのでございます。

したがって、今年度、それが財源として充当できても、後年度には後年度の税収入とか交付税収入からそれを支払っていかねばいけなという意味では、後年度の財政裁量の自由度を著しく

束縛するものでありますので、やはり私は今の実質公債費比率18%というようなめどを目標にしながら、できる限りそれ以下にしていくという努力は、これは単に法令があるからということだけでなく、郡上市民のためにとって大事なことであるというふうに考えております。

そういう意味で、平成24年度の決算で努力をしてまいりまして、ようやく3カ年平均の実質公債費比率が18.5%になりましたけれども、平成25年度の決算でようやく18%を脱すると、以下になれるというふうに今のところ見込んでおりますが、基本的にはやはり18%以下というふうに実質公債費比率を維持していくことについては努力をしていきたいというふうに、これは守っていかざるを得ないというふうに思っております。

そういう中で、先ほど御指摘のように、でき得る限り、しかしながらいろんな投資的事業も行い、重要な建設産業等の活性化ということも図っていかなければなりませんし、御指摘のような農林業の振興等も図っていかなければいけないというふうに思っております、そういうできる限りの努力はこれまでもしてきたつもりでございます。

例えば、先ほど御質問の中にございましたが、例えば県の事業、農林業事業、あるいは土木の事業等で、市の県営事業で負担金を生ずるものがございますが、これまで私が市長になってからも、平成20年度から今年度の平成25年度までの6年間でございますけれども、25年度は予算でございますが、それを含めて土木、農林合わせて110億円ほどの県営事業がございました。これに対して約12億円の県営事業負担金を支払い、あるいは予算化をいたしておりますが、かつて一度も県営事業の負担金を支払うのが大変なので、県の事業を抑えてくれと申し上げたことは一度もございません。

全て県の事業をやはりやっていくことは、市民にとって大事なことでありますので、それは100%受け入れて予算化をし、支払ってきておるところでございますし、今後も10%ほどの、あるいは15%といったような負担金を払って、市内のいろんな基盤整備事業ができることは大変ありがたいことなので、できる限りやってまいりたいというふうに思っております。

また、これまでもそうですけれども、郡上市の投資的事業は、これは片一方からはやり過ぎだと、こう言われておりますし、やり足りないとも言われておりますが、例えば平成23年度の郡上市の投資的事業、普通建設事業でございますが、約60億円でございますけれども、これは県内21市中5番目の大きさでございます。岐阜や大垣や高山や各務原に次いで大きな規模の投資的事業をやって、懸命にやっているということでございますので、決してこれも消極的な姿勢でもって建設産業に大きな打撃を与えているということではないと思います。

今日の建設産業の不振等は、やはり一人市だけのことでなくて、県もこの3カ年ほどは緊縮財政をしておりまして、国のほうでも民主党政権のもとでは特にそういった事業が縮小されてきておったという中で、建設産業の皆さんも大変御苦労をされておりますけれども、でき得る限り、やはり財政の健全性とか安定性というもの、これは国も県も市もともにやはりバランスをとりながら、

その中で最大限の事業等を実施していくということが必要だと思います。

私は、そういう意味で、今後も実質公債費比率18%以下を可能な限り目指しながら、御指摘のようないろんな産業振興施策等についてもいろいろと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、次の質問に入ります。

次に、農林部長にお尋ねをいたします。

農家一人一人では本当に弱いものですが、誰かが指導して運営させなければ、販売業者の思うがままにされて、生産意欲を失います。その誰かが郡上市の農林部ではないか。特に、農業部門については、国や県の有利な補助制度がいっぱいあります。そういうことを説明し、指導するべきだと思います。もし、指導はしっかり行っていると言われるならば、その一端をお聞かせ願いたい。しかも、その方法を述べていただきたい。

もう一つは、今後の方針でなく、今現在、どのような模索をしているのかをお尋ねいたします。農林部長、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

当初のほうで議員御指摘をされましたとおり、農山村地域である郡上市におきまして、その資源を活用した農林業を活性化させるということは、私どもも大変重要なことであるというふうに思っております。

特に、農業における生産から加工・販売までを行う6次産業化でございますけれども、これは強い農業経営構造を確立するために、国、県ともども推進をしておるところでございます。

具体で申し上げますと、これまでに県の6次産業化補助事業を活用いたしまして、高鷲や八幡の農業生産法人であったり、あるいは白鳥の生産加工団体に対する支援を行っておるところでございます。

さらに、6次産業化を検討されたい農業者には、県が認定をいたしました6次産業化のアドバイザーというものがあるわけでございますけれども、こういったアドバイザーを派遣するということも可能であるということでございます。

また、昨年度におきましては、市内において新たな振興作物の生産に取り組む生産者組合とか、加工用の農産物生産を目的とした生産者組合、こういった組合が設立をされまして、今年度も八幡や大和、明宝地区で新たな生産者組合が設立をしておるところでございます。

さらには、八幡において、農産加工団体と生産者農家が統合した新たな農業生産法人づくりにも

昨年度から取り組んでおるところでございます。

あわせて、5年後、10年後の地域農業の将来像を描く人・農地プランの策定でございますが、これを市内全域で進めておりまして、人・農地プランのメリットである国県補助事業を説明いたしながら、農家の方との話し合いをする中で、例えば地域を守るための集落営農組織であったり、またさらにもう一歩進んだ地域づくり会社の設立、あるいは地域の振興作物の選定なども、行政や関係機関、農家の方と一体となって検討を進めておるところでございます。

ただし、こうした取り組みは進めておりますけれども、農業を取り巻く状況といいますのは目まぐるしく変化をしております、以前のようにこれさえつくれば確実に売れるんだとか、もうかるんだとかといった時代ではないことも事実でございます。

使い古されている言葉ではございますけれども、消費者が求める農産物、加工品というのを生産しなければ、残念ながら高値では売れない時代となっておるということでございます。

例えば、農産物を生産する中で、出荷できないものを加工品にというお話もございますけれども、これはあくまでも生産者側の理屈でございます、これが消費者ニーズに合った加工品にならなければ、やはりなかなか売れるといったことにはならないというふうに思っております。

今後、生きがいづくり的な農業や農地を守る農業は、これは別といたしまして、所得向上を目指した農業を進めるためには、こうした時代背景を農業者の皆さんが認識をしていただきまして、単なる農業労働者から脱却をいたしまして、農業経営者として、みずからがどういった経営戦略を目指すのかを考えていただければというふうに考えております。

そして、その判断をする過程の中で、市や県の農業普及員、農協であったり、あるいは昨年度から設置をいたしました農業アドバイザー、こういった制度を大いに活用していただきたいというふうに考えてございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） それでは、2番目の質問に入ります。

マイマイガというガが大変今は発生しておりますが、そのことについての質問をいたします。

ことは、マイマイガが全国的に異常発生しております。郡上市内においても、各地域で多く飛来しており、被害が心配されるところであります。本来は樹木の葉を食べる林業上の害虫として知られていたものです。特に、マイマイガが好む木は、カラマツ、白樺、ミズナラ、ハルニレ、柳、ハンノキなど、樹木の樹皮が明るいものが多いとされています。特に、カラマツの害が多く、3年から4年たったものについては葉が全部食べられても木の成長が少しおくれる程度で済むようですが、そのほか植林した2年生までの苗木については枯れてしまうことがあると言われております。

そこで、最近の森林行政では、従来の杉、ヒノキにかわって、治山治水などを考慮したカラマツ

やミズナラなどの落葉樹が奨励されております。

そこで、質問としまして、現在、郡上市においてカラマツ等、マイマイガの繁殖しそうな苗木を植林した2年生前の山林はあるのか。あれば、面積等、また今後の植林計画と対策についてはどのように考えておられるかを質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） お答えをさせていただきます。

木材生産林においては、杉とかヒノキの植栽でございまして、直近の二、三年でマイマイガが繁殖しそうな苗木は植えられてございません。

治山事業でございますけども、こちらのほうではヤマハンノキという木が緑化樹種として植栽されておりますが、県に確認したところ、マイマイガによる被害は現在のところ聞いておりません。

平成23年から平成25年までの間に、ブラザーの企業の森で0.82ヘクタール、それから郡上漁協が行っている長良川源流の森育成事業で4.9ヘクタール、マイマイガが繁殖しそうなミズナラ等の広葉樹が一部植栽をされてございます。こういったマイマイガの繁殖しそうな植栽地について調査をいたしましたところ、現在までにマイマイガによる被害の報告は受けてございません。

マイマイガによる樹木被害といたしましては、葉っぱの食害による成長低下が考えられますけども、木が枯れるところまでは極めてまれでございまして、材質への悪影響を受けたという報告も今のところございません。

マイマイガは約10年周期で大量発生がするんだというような性質があるようでございまして、まとまって大発生をいたしますと、あらゆる草花とか樹木の葉を食い尽くすというふうに言われておりますけども、幼虫が成長すると約6センチぐらいの大きさになるようでございますけども、そういった幼虫で樹木が大きな被害を受けているという箇所は、現在のところは把握しておらん状態でございます。

市としては、引き続きマイマイガによる樹木被害の調査をするとともに、マイマイガの被害を受けるおそれのある植樹を計画している事業者へ、マイマイガの被害の影響と防止策についての周知を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 次に、マイマイガですが、人体への影響について、皮膚の弱い人、幼児などが幼虫に触れると体毛に刺されるなど、痛みがあったりかぶれたりすることがあると言われておりますが、マイマイガは毒ガのような毒針の毛は持たないため、人への影響は軽いとされています。

防虫や駆除対策については、既に広報の告知放送などでアピールされておられますが、ほかには方法がないのでしょうか、質問します。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

マイマイガでございますけども、御承知のとおり、岐阜県内におきましても、東濃を除きます全地域、郡上市内においても7地域全部で発生いたしております。

市のほうでは、ホームページ、文字放送、それから情報番組等で、成虫の駆除ですとか、卵塊の除去についてお願いをしておりますが、現在、産卵はほとんど終了しまして、成虫はほとんど死滅しまして、来春の4月から5月にかけてのふ化が始まるというような状況だというふうに把握しております。

御質問のほかの方法でございますけども、市民の方からの御相談にはもちろん随時対応させていただいておりますが、そのほかに個人でいろいろと工夫してみえたり、研究したりみえたりというのがございます。そういう情報につきましても、随時御了解を得がてら、郡上市のホームページのほうに載せさせていただいております。

そのように、現在、紹介させていただいております方法によりまして、施設の管理者の方のほうで対応をしていただくようお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、引き続きまして、卵塊の除去に御協力を呼びかけさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（18番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） そうしましたら、次に幼児に与える影響について、保育園、幼稚園などへどのような指導をされておられるのかということを、教育長さんか、教育関係の方から御回答をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） ただいまの御質問でございますが、環境課のほうからのマイマイガの情報、特に敏感肌の方であるとか、幼児がさわりますと、発疹やかぶれを引き起こすおそれがあるということがございましたので、早速、幼稚園のほうへはその情報のほうを提供いたしまして、職員間での話し合い等をしていただきました。また、小中学校につきましても、学校教育課を通じまして、注意喚起を促しております。

その状況でございますけども、まず3園、はちまん幼稚園のほうでは非常に多数の発生が見られましたが、みなみ園、やまびこ園のほうではほとんど目立った発生というのはないというふうに報告を受けております。もちろん、刺されまして、園児に影響があったというような報告は今のところ

ろはございません。

また、職員間のほうでは、園児のほうへの具体的な指導につきましては、とにかく見つけてもわからないように、すぐに先生に知らせるようなこと、よく園児のほうへの指導をしたということでございますし、はちまん幼稚園のほうではやはり多数発生がございまして、園舎周りの見回り、あるいは夜遅くまで点灯している玄関スロープの電灯を早目に消灯をしたというふうなことで報告を受けております。

保育園につきましても、同様の園への注意喚起のほうをされたというふうに伺っております。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 特に、幼稚園とか保育園とか、あれは毛虫ですので、刺されて何かいろいろありますと、とかく父兄の方からいろいろやかましく言われがちなことですので、そういったことを前もって上手にといいますか、指導をされるようお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、14番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

暑かった夏もあっという間に過ぎて、めっきり涼しくなったと申しますか、秋本番に突入しております。先般、中学校の運動会、そしてまた小学校の運動会がありました。私も両方とも行きましたけれども、本当に感動ある運動会であったと思っております。特に、中学3年生、また6年生においては、それぞれ最後の運動会ということで、感動ある運動会だったと思っております。

それから、9月16日は敬老の日ということでありました。議員の皆様方もそれぞれ市長さんを初め行かれたと思っておりますけれども、私はそのときに、先般、オリンピックの招致についてのお話をさせていただきました。オリンピック、パラリンピックが7年後に東京で行われるということでもあります。その中で、昨年、岐阜国体の相撲会場のほうへ来ていただきました高円宮妃久子様のお言葉の中で感動を得る言葉がありましたので、御紹介をしたいと思います。

そのお言葉の中で、子どもたちが翼を広げて夢に向かって進もうとしている、私たちが今できることはその環境をつくってあげることだと、そういったお言葉を述べられていました。きょうは、

そういったことで、児童生徒の土曜日授業の導入ということで、質問をしたいと思います。

先般、文科省は、土曜日授業に関する中間まとめの発表をしました。その土曜日授業に関する検討チームの資料に沿って、教育長にお伺いをいたします。

さて、学校週5日制については、平成14年4月から完全実施をされました。基本理念としては、学校、家庭、地域の三者が連携、役割分担をして、社会全体で子どもたちを育てることを掲げ、休日、地域において学習や体験活動の場を提供する取り組みや、学校が希望者を対象とした学習やスポーツ、体験活動等を行うというようなことを考え、実施されてきました。

文科省のホームページによりますと、平成20年1月、中教審、つまり中央教育審議会の答申では、週5日制について、子どもたちの現状は評価すべき点も少なくない、でも一方で生きる力を重視した場合、子どもたちの思考力、判断力、表現力等々、また学習意欲、学習習慣、生活習慣、体力などに課題があるとされております。

こうした答申を受けて、平成20年、改訂された学習指導要領で、授業時間数や教育内容などの改善が行われたということでもあります。また、学校週5日制について、維持することが適当とした上で、総合的な学習時間を行う場合、土曜日を活用することが考えられる旨が述べられています。

こうしたことを踏まえ、教育長にお伺いをいたします。

市内の学校において、現在、学校における授業日数や地域における多様な学習、体験活動等、充足しておるか、また現状において弊害となるような課題があれば、お伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、土曜日授業の導入の前提として、現在、授業時数の充足の状況についてお答えをしたいと思いますが、郡上市がどのようにして授業時数を確保しているかという、そういう工夫についてと、それから授業日数の現状についてお答えをし、その上でどういう問題があるかということについて、順次お答えをしていきたいと思います。

最初に、郡上市の授業時数の確保についての工夫でございますけれども、郡上市では平成16年の4月から3学期制に変えて、前期、後期の2期制を取り入れております。そのときに、7月21日から8月31日までであった夏季休養日、いわゆる夏休みですが、それを8月25日までとして、1週間短縮しております。

こうしたことを踏まえて、給食時間を短くするとか、あるいは休み時間を短くするとかということとは行っておりませんし、6時間授業をふやしたり、7時間授業を取り入れるといったようなことで、無理な1日の日課を組まないようにしております。

そこで、こうした授業時数、あるいは授業日数の確保を前提にして、どのくらいの現在授業時数を確保しているかということについてお答えしたいと思いますけれども、学習指導要領に示されて

おります標準とする総授業時数ですが、小学校の1年生が850時間、2年生が910時間、3年生が945時間、そして4・5・6年生が980時間です。

そして、中学校は1年生から3年生まで同じですけれども、1,015時間というふうになっておりますが、郡上市の小中学校における授業日数と授業時数、いずれも小学校の6年生と中学校の3年生を例にお答えをしたいと思いますけれども、授業日数につきましては、小学校6年生、これが207日ということになっております。これは全国の中でも多い部類に入ります。そして、中学校は196日ですが、これも全国の中でも授業日数としては多い部類に入ります。

そこで、授業時数ですけれども、小学校の場合、平均1,006時間ですから、これが標準時数と比較すると、平均ですけれども、26時間多いという計算になりますし、中学校は1,037時間ですので、これも標準時数よりも22時間多くなっております。

こうした授業時数、あるいは授業日数は確保しておりますので、万が一、水害、あるいは暴風雨等の警報等が出たりして、学校を休まなければならないという日があったとしても、授業日数、授業時数は確保できるという、そういう現状にあります。

ただ、ここ二、三年、非常に夏が暑いものですから、休み明けの1週間、あるいは2週間、子どもたちの健康とか安全を確保する意味で、果たしてこのまま夏休みの短縮を続けていいかどうかということについては、今後、検討しなければならないというふうに思っております。

こうした授業時数を確保する中で、子どもとしては少し総合的な学習等に使う時間ということになりますと、全体として、以前、週3時間あったものが2時間になっておりますので、体験活動等を充実しようとすれば若干不足するという、そういう懸念は持っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

私の友達に、小学校の校長先生をやめた方がみえます。その方から聞いたお話によりますと、子どもたちは本当に一生懸命勉強しておる。先生も一生懸命勉強を教えている。そういったことを本棚に例えて、ぎっしり詰まった本棚では幾らいい本があっても取り出すことができない。子どもたちもそういったぎっしりしたところに詰まっておっては知識を発揮できない。そういったことであります。今、それを解消するには、少し大きな本棚をして、いい本を生かしていく。また子どもたちを少しでも知識を広めてやる。それが我々の務めだということを言っておられました。

まさに私も同感でありまして、こういった考えがあるということをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、週5日制については、当時、詰め込み教育からゆとり教育をということで、導入されたと記憶しております。もちろん学校、家庭、地域が連携し、それぞれの役割を共有して、社会全体で

子どもたちを育てるという理念は変わっていないと思います。

そうした中で、全国的にも、また我が市においても、少子化減少の波は押し寄せてきております。資料によりますと、平成25年5月1日現在の児童生徒数は3,587人、今後10年後には2,865人、10年後にはマイナス722人となっております。

こういったことを踏まえ、土曜授業に関する検討チームによりますと、学校週5日制の理念は大切にして、現状は土曜日にさまざまな経験を積み、みずからを高める子どもたちが存在する一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごしていない子どもたちの存在を指摘しております。

また、全国には、教職員の代休日を設けず、土曜日を活用して教育活動を行っている学校もあるということでもあります。

いずれにしても、土曜授業の導入については、市区町村の設置者に判断を委ねるということでもあります。このことについて、教育長はどう考えているか、また今後の方向性についても伺いたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、文部科学省が土曜授業に関する検討チームの中間まとめを以前公表しましたので、そのことを踏まえて、今後、郡上市としてどのように考えていくかについて順次お答えをしたいと思います。その前に、土曜授業に関する検討チームの中間まとめについて少し整理をしておきたいと思いますが、土曜日における教育活動の理念として、次の2点が整理をされております。

学校、家庭、地域の三者が連携して、役割分担しながら、社会全体で子どもを育てる理念が重要であるということ、もう一点は、土曜日を有意義に過ごせるよう、豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取り組みを充実することが必要であると、このことが土曜日における教育活動の理念であるとして、土曜授業を実施する場合に2つの方策があるとしております。

1つは、全国全ての学校で一律に土曜授業を実施する。これは学校週5日制のもとで行われているスポーツ、あるいは体験活動のさまざまな取り組みがあることですか、現在の教職員の勤務体制について、法令の改正を行うことが必要であるということもあわせて述べております。

もう一点の方法としては、市町村など設置者の主体的な判断で土曜授業が実施できるようにするという、この場合は教職員が長期休業期間中に休みを取得するということになる。このことについてもあわせて述べておりますし、土曜授業を実施するに当たって留意すべきこととして、地域と連携した体験活動や社会人の協力など、土曜日に実施するよさを生かした工夫をすること、あわせて学校、家庭、地域が連携して、土曜日を有意義に活用する。このことを留意すべきこととして述べております。

要は、設置者がそれぞれの判断で、土曜日の授業をしやすくしたというところまでが、中間まとめの結論のように思います。

このことにつきましては、この秋にもさらに専門家の会議を経て、一定の方向性が示されるようですので、またその方向性については今後詳細に調べたいというふうに思っておりますが、中間まとめまでも含めて、今後の方向についてお答えをしたいと思いますけれども、まず土曜授業に対する考え方ですが、学校、家庭、地域が連携をし、役割分担をして、社会全体で子どもを育てるという、いわゆる学校週5日制の基本理念というのは大切にしていきたいというふうに思っておりますし、もう一点、スポーツ、それから文化活動、地域活動を現在の市内の小中学生は非常に熱心に活動しておりますので、そういった地域での活動の継続ということも大切にしていきたいというふうに考えております。

そこで、この考え方を踏まえて今後の方向ですが、これは教育委員会だけで判断するというのではなくて、学校の関係者、それから文化、スポーツの関係者、さまざまな団体の皆様方の御意見を伺った上で、土曜日の生活のあり方についてまとまりとして考えて、何らかの結論を出していきたいというふうに思っておりますけれども、その検討に当たっては、いろいろな場合を想定して、できるだけ具体的な検討を進めていきたいと。

その際に、想定することとして3つの例を考えておりますが、1点としては、各教科の授業時間に当てて補充学習や発展学習の時間とする。この場合は、土曜日を確実に授業日とするということが考えられます。

もう一つの例ですが、総合的な学習の時間、あるいは道徳、特別活動、これは学校行事を含めてですけれども、それから地域と連携した活動に当てる。この場合も土曜日を授業日というふうにしなければならないというふうに考えております。

3点目としては、スポーツや文化活動、それから地域の行事やボランティア活動、体験活動に当てる。この場合は、必ずしも土曜日を授業日にしなくてもいいということで成立がすると思います。現在、豊後高田では、この方式によって土曜日の生活のあり方について、先進的な取り組みをしておみえになるようです。

ただ、土曜日に学習内容をたくさん詰め込んで、非常に子どもたちにとって過負担になったり、あるいは1週のスケジュールがいっぱいになってしまったり、ゆとりがないというようなことがないように考えていかなければならないというふうに思っておりますが、土曜日の活動を充実させるためには、やはり整えることの必要な条件がございます。

そのことについて幾つか申し上げたいと思いますけれども、1つは、地域での体験活動を充実させるためのまずは指導者、それから協力者など、活動支援をするという体制を整えることが必要です。

もう一点として、土曜日に学校を超えたり、あるいは学校区を超えて活動するという事も考えられますので、活動場所の確保ですとか、あるいは活動場所への移動手段を確保するという事も必要だと思います。

それから、もう一点として、学校、そして家庭、地域の役割の分担と協力の体制をつくるということも必要のように思います。また、教職員の勤務が過負担にならないような勤務体制をどうするかということについても、これは検討をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、幾つか申し上げましたけれども、最初にお話ししたように、やはり子どもたちが学校で学んだことをきちんと生かしていけるような体験活動を充実するという事は必要ですので、そういったことが可能になるようにはどういった方策が考えられるかということについて、これは土曜授業というよりは、土曜日の生活のあり方という大きな枠で物を考えていきながら、幅広い御意見を伺いながら方向性を定めていきたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。学校、地域、家庭で、子どもたちを育てていくということであります。

先ほど私が申し上げましたが、やはり子どもたちにも学校の先生に勉強を教えてもらう中で、本当に子どもたちも一生懸命勉強しておるけれども、子どもたちにとってキャパと申しますか、そういったところがある。それを上手に生かしてあげる。それが我々の務めではないかなというようなことを思っております。

例えば、一定の畑があったときに、そこに何列の畝をつくれればいいか、そしてその畝にどれだけの種をまけばいいか、そうして作物ができる。そういったことを我々が教えていかなければならない。そういったことを思っておりますので、土曜日授業に関することについては、先ほども教育長も言うておりましたが、設置者の判断に委ねるということでもありますけれども、広く意見を聞きながら対処していただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、長良川鉄道の活性化対策について質問をいたします。

以前にも、同志議員も質問しましたが、私は現状を踏まえ、今後の対策についてお伺いをいたします。

合併当初、長良川鉄道については、廃止、一部廃止、また存続と、いろいろな議論をしてきた経緯があります。私は、合併10年を迎えたこの節目の年に、再度議論し、次の対策を打っていかなければ、長良川鉄道の将来はないと考える次第であります。

今まで議論してきたことがいろいろありますが、要因の1つとして赤字補填であります。これは、

郡上市は延長距離が一番長く、全体の51.39%であり、補助率も高くなるわけであります。

もう一つの要因としては、公共交通機関として、365日、沿線住民の足として、安心して移動できる手段であると思います。これは、観光客が拡大していけば、乗客の増大につながり、少しでも赤字減少につながればと思いますが、現状は大変厳しいところがあります。

そうした中で、少子化を中心とした人口減少での通学利用者減少の歯どめ、観光等利用客の確保が必須と考えますが、現状はどうか。

また、平成22年、中学校ふれあい懇談会をこの議場で行いましたが、その折、生徒から多くの意見をいただきました。それを現在も生かし、着手しておる事業もあります。また、その後、この懇談会は継続して行われ、若い生徒の発想には目を見張るものがあると考えます。

その中で、生徒から駅名変更について、長良川鉄道のお客さんの誘致ができないかという意見が出されましたが、このアイデアについて、その後、市で検討されたかについても市長公室長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、長良川鉄道の現状につきましての御質問にお答えをしたいと思います。

まずもって、郡上市長が社長ということでございます。市長が先頭となりまして、また沿線の5つの市町の皆さんとともに、我々も日々、強い関心を持って、安全な運行と、それから経営状況、また活性化へ向けての取り組みを行っているところでありまして、議会でもお認めいただく中で、大きな御支援、連携をしておるところでございます。

しかしながら、ただいま御指摘のとおりでございまして、近年の少子化、あるいはこれが結果的には高校入学定員の削減、自動車交通がますます便利になるというふうな中で、非常に輸送旅客数につきましては右肩下がりですと推移をしておるというのが現状でございます。

この決算、平成24年の10年前を見ますと、平成14年度の輸送人員は、通勤定期で御利用いただいております皆様は6万7,500人、それから通学定期、こちらが73万2,120人、定期以外が46万1,742人ということで、合計で126万1,000余の旅客であったわけですが、24年度の決算の数値では全体で73万5,004人ということですから、平成14年度の10年前の6割程度、実に4割が減っておるという状況でございます。

また、14年からさらに10年さかのぼったところが、これは実は長良川鉄道に転換した後の6年後の最も多い時期でありましたが、180万人を運んでいたわけでありますから、それと比べますと、これはまさに6割減ってきておるというような状況で、加速度的に減っておる状況があるということでございます。

特に、通学定期の輸送人員の減少がひどく進んできておりまして、少子化の状況であります。先般の国立社会保障・人口問題研究所が示しております推計値を見ましても、通学定期を使われる年代の方々が、これから10年後へ向けまして、郡上地域では約2割減っていく、さらに20年後へ向けて4割減っていくというふうなことでございまして、これは沿線全体でいけばもう少し緩やかな減少率でありますけれども、長良川鉄道に限らず、大きな人口減少が地域全体に大きな課題を今我々としては直面しておるという状況であるというふうにして認識をしております。

そこで、こうした中で、現在、長良川鉄道の取り組みの中では、従来の着地型のさまざまな新しい企画を起こしてきておりまして、ちょうどことしの例えば広報のこれは冊子ですけど、毎月、今これに出しておりますけれども、非常におもしろい楽しい企画をつくっておりまして、少し紹介をさせていただきますと、山菜料理と藤路の桜、そして白山文化の里めぐりとか、郡上の温泉とホテルウォッチング、あるいは高原のゆり園空中散歩、真夏の神秘体験、鍾乳洞探検、あるいは縁結び列車なども走らせておりますし、清流鮎やナの列車、また変装列車なども走らせておりまして、非常にユニークな企画をもって、相当一生懸命新しい企画に取り組んでおるというのが実情でございます。

また、長良川鉄道の80周年、越美南線80周年を記念するTシャツ切符、Tシャツを着ていると乗りおりできると、こういうことですが、そういうものなども取り組んでおりますし、こうした旅行商品につきましては、団体ツアープランの提供を中京圏、関西、東京圏、北陸圏に出向いて、直接営業に取り組んでおると。また、ことしは新たに海外のインバウンドに対してもこれを組み込んでいくというような、新しい取り組みもあるわけでございます。

それから、経営のほうにつきましては、定年退職者6名を嘱託再雇用化するなど、そうした給与の面の見直しなどで、人件費では1,300万円の節減を図られているなど、さまざまな経営上のコストを削減する取り組み、また郡上市としてもそれを応援する取り組みとしまして、県の緊急雇用対策事業で列車の運転手の養成事業、あるいはアテンダントの養成事業等々で応援をしておるところでございます。

そういう中で、ちょうど今、24年度の決算の御審議をいただいておりますところでございますけれども、長良川鉄道の経営安定化対策補助金、いわゆる損失補填ですが、こちらにつきましては22年度の郡上市の負担が6,783万円余の負担が、23年、24年と、これは大きな負担ではありますが、この間、少しずつわずかですが持ち直してきておりまして、23年度が6,660万円、24年度が5,808万円と、こういうふうにして、この3年間にしましては経営努力というものがあるという数字に出てきているのではないかと。ことでありまして、我々としてもそこへ向けましてさらに努力をしていくということで、職員も大いに参加して、今あるレールを残していく。そしてそれを長良川鉄道協力会におきまして、子どもたちの体験乗車とか遠足に助成をして、マイレール意識を高めていく

と、こんなことで努めておるということでございます。

市民の皆様が1年に1回楽しんでいただくと、そういうふうなことを通じて、マイレール意識を実現していただければ、大きな経営改善にもつながりますので、こういうことも呼びかけさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

失礼しました。相生駅の話を少し、済いません、ちょっと失念をしておりましたが、確かに平成22年度の中学生ふれあい懇談会で、相生駅の駅名変更による1つの利用の促進提案というのをいただきました。

私も聞いておって、本当にこれはすばらしいことを若い人たちが考えておってくれると思いましたが、その後、ライトノベルという「のうりん」というふうな、すごく今脚光を浴びてみえる白鳥士郎さんのライトノベルの中で、主人公の畑耕作さんという方と、もう一人、みどりちゃんという子の兄弟、その実家があるのが実は愛の生まれる村と、愛が生まれる駅ということで、愛生駅が出てくる村が出てくるわけですが、私どもは初め中学生ふれあい懇談会で聞いたわけですが、そういうふうなことがあります、新聞にも載ったということもあります。我々としては、すぐ相生の自治会長さんとか公民館長に御相談といいますが、そういうふうな投げかけもさせていただきました。

それから、実際、ことしの春、「のうりん」の作者が相生の公民館に招かれまして、そこでいろんなやりとりをされましたが、とりあえずは地域づくりとかの取り組みはもう少し地道に取り組んでいこうと。そして、駅名のことから発する長鉄の活性化とか地域の活性化につないでいくことにつきましては、今の長鉄の若い人たちが今再生研究会などもやっておりますので、そういうところでの話題等をもって取り組んでいきたいということでございます。

ただ、来年から、実はアニメの発表があったわけですが、アニメ放映と、いわゆるライトノベル「のうりん」がテレビ化されるということの発表が大きく報道されておりますが、そうしますとまたこれは大きな脚光を浴びるわけでありますので、昨日も坂本専務と御相談する中で、十分これをどのように利用していくかということについては考えていきたいと、こういうことでございました。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。いろいろな施策を打っていただき、アイデア列車の運行、また内部の職員の処遇等々の対応をしていただき、実質的には赤字も多少なりとも改善されておるということであります。けれども、一番大きなウエートを占めております通学定期の減、これがネックになると思っております。

今、室長が申し上げましたように、少子化、また自動車交通の進展等々を含めて、私は景気の低

迷、また東海北陸自動車道の全線開通等々も要因の1つではないかなと思っております。

そういった中で、一番大切なことは、沿線市町の人々が常に危機感を共有して、地域問題として総合的な観点から考えていく、これが大切なことではないかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、ことし6月、長良川鉄道を構成する自治体の首長会議で、今後の長鉄の経営改善を議論する場として再生研究会の設置を計画し、8月23日、同鉄道の経営改善に向けた施策を考え合う再生研究会が発足したということであります。当然、市長も首長であり、また長良川鉄道の社長でありますので、リーダーシップを発揮され、決定されたと考えますが、研究会設立の経緯と研究会の取り組み内容、今後の方針等々についてお聞きをいたします。

そして、また社長として、市長として、ジレンマもあると思いますが、沿線市町のトップをまとめていくのは日置市長であります。今後の取り組み、また社長としての長鉄への思い等々について、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

長良川鉄道、白鳥駅まで開通をしたのが昭和8年の7月5日であったというふうに記憶をしております。ということは、ちょうどその前以前に美濃弥富駅まで開通しておりましたので、昭和8年7月5日、白鳥駅まで開業したということで、白鳥駅では大変な人がにぎわって、喜びようであったというふうに聞いております。

長良川鉄道、越美南線は明治から郡上に鉄道を敷設したいという大変な当時の郡民の皆さんたちの盛り上がり、努力があつて、どんどんその後できてきたわけですが、現在、このような長良川鉄道が状況にあるということについては、本当に時代の趨勢とはいえ、隔世の感があるというふうに思っておるところでございます。

先ほどお話がございました沿線の首長会議は、6月25日、ちょうど取締役会の日でございましたが、一度とにかく、取締役会ではなかなかじっくり意見交換ができないので、意見交換しましょうよということで、沿線市町の5自治体の首長で、いろいろと今後の長良川鉄道についての行く末を話し合ったわけでございます。

いろいろと、このままではやはりじり貧になるので、何らかの手を打つ必要があるという意見では認識を一致させたところございまして、いろんなアイデアがございました。そこで、まずは沿線5市町の職員の皆さんの中で頭のやわらかい職員をとりあえず3人ずつ選抜をいたしまして、長良川鉄道再生研究会をつくって、いろいろと意見提言をしてもらおうじゃないかということで、最初の集まりが8月23日でございました。私も最初の研究会の発足の場に臨ませていただいて、趣旨等を職員の皆さんにお願いをしたところでございます。

現在、研究会、3つの分科会をつくって、1つは市民鉄道分科会ということで、やはり先ほども御指摘がありましたように、沿線の市民の皆さんに愛してもらえるような鉄道、愛して利用してもらえるということ。

それから、2はやはり今後の将来の問題として、観光鉄道としての特色を強めていく必要があるんじゃないかということで、そういう観光鉄道分科会というもの。

それから、3番目に、今、鉄道の存続については、例えば上下分離方式とか、いろんな方式が検討されておりますので、そういった今後の鉄道の再構築のためのいろんな制度的な面も含めて検討しようじゃないかということで、検討をしようということで3つの分科会も設けて、今、鋭意職員の皆さんには検討していただき、検討結果については首長に提案をしてもらうつもりであります。

そうした提案を踏まえて、やはり今までの延長線上ではなかなか将来の展望が開けないということとを基本的に認識しながら、活路を開いていきたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。再生研究会につきましては、ちょっと遅過ぎるかなとは思っております。けれども、こういった研究会を立ち上げ、長良川鉄道の再生を願う、これは長良川鉄道の役員ばかりでなく、そこに住む人たちもそういったことを思っておりますので、大変かと思いますが、鋭意努力されますことを心よりお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時05分を予定いたします。お願いいたします。

(午前10時52分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 田代はつ江君

○議長（清水敏夫君） 4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、今回は3点用意したんですけども、少し順番を変えまして、まず1番に防災対策について、そして2番に子育て支援、3番には合併10周年の記念行事ということで、順序を変えて質問を

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、防災対策についてということで、4点お伺いをしたいと思います。

女性防火クラブと社会福祉協議会が、消防本部の後援を得て、防火・防災市民講座が4回にわたり開催されており、多くの皆さんが積極的に参加され、大変意義ある講座となっているように思います。8月は、岐阜県広域防災センターと、根尾谷断層がそのまま姿をあらわす地震断層観察館に行きました。地震とか台風とか煙体験というのはどこでも同じですが、特に今回は近いうちに起こると言われる東海トラフ地震の想定される揺れを体験しましたが、本当に怖かったです。

9月1日、防災の日には、郡上市の各地でもそれぞれ防災訓練が行われましたが、今回は防災対策について質問したいと思います。

最初に、災害時弱者対策について質問します。アレルギー疾患を持っている方に対する支援です。

東日本大震災被災者が、アレルギー疾患が子どものわがままや親の過保護のように思われ悲しかった、避難所でもらった食べ物で重篤な食物アレルギー症状を呈したケースもあったとお聞きしました。NPO法人アレルギーを考える母の会代表の方は、アルファ化米とともに牛乳アレルギー対応ミルクが必須の備蓄であると訴えてみえます。そのほか、喘息の方には、毛布や布団などのほこりを減らす配慮等も必要です。

妊産婦及び乳幼児の避難についても、東日本大震災では、安静が必要な妊産婦が一般の避難者と一緒に過ごすことを余儀なくされ、強いストレスにさらされたとの声を聞きました。女性の視点からすれば、妊産婦や乳児は災害時要援護者としての支援が必要です。

アレルギー疾患の方や妊産婦、乳児が、安心して過ごせる環境の確保と支援の強化についてお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ただいま、アレルギー疾患、また妊産婦、乳幼児の方に安心して過ごせる環境ということで御質問いただきました。

特に、避難先では、特殊な生活環境等によって、やはり心身に多大な影響を受けるということが考えられます。特に、避難所でやはり何が大事かということ、早期に把握すること、またその対応に配慮することが大切であろうかと考えております。

そこで、具体的な対応としては、健康状態の把握、また福祉避難所や一般避難所内で個室利用などの適切な避難所への誘導、健康相談等々を実施するようにしております。

また、喘息とか食物アレルギー、いろいろな原因がございます。特に、避難所ではつらい環境に置かれないように配慮していくことが必要であり、周囲の方の御理解が必要でないかなというふうに考えてございます。アレルギー疾患においては、特に重篤な状況になることもございます。特に、

救急連絡がとれるような体制をとっていきたいということも必要だと思います。

その中で一番大事なことは、把握する上に、御本人が申し出ていただくことも、非常にこれは大事なことではないかなと。申し出ていただくことによって、きめ細かな対応ができてくるのではないかなというふうに考えてございます。

また、市の災害備蓄品の中で、アレルギー対策ということでございますが、粉ミルク、これについてはアレルギー対応の製品となっております。ただ、主食とか副食、このものについてはアレルギー物質の表示ということで、麦とか、そういう表示にとどまっておるということでございます。

今後においては、特にその辺の配慮をしながら、備蓄品についても整備していきたいと考えてございます。

しかしながら、全体にアレルギー疾患というのは、非常に全て備蓄品で対応できるかというところできません。そのためにも、市民の方々が自分の必要なものにおいては、できる限り自分で備蓄していただきたいということでございます。自分の身は自分で守るというのは、防災意識の向上を高めていくためにも必要なことではないかなというふうに思っております。

そこで、要援護者への支援ということでございますが、ここでは個室とか、そういうふうな形の間仕切りセットを94セット、またポータブルの水洗トイレ等が47個、またスロープ等々、いろんなそういうものについて、各地域の防災倉庫に配備しておるという状況でございます。必要に応じて、避難所へ配置していくということでございます。

(4 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） ありがとうございます。

間仕切りセット等をやっていただくことによって、若いお母さんたちが授乳をしたりとか、それからおむつを変えたりするのに、皆さんに気兼ねなくそういうことができると思いますので、ぜひ間仕切りセットは必要なものだと思いますし、また先ほどのアレルギー疾患のことに關しては、後ほどに質問をさせていただきますけれども、自分たちがきちんとそれは備えていかなければ、限りがあると思いますので、このことについてもできる限りのことをまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2 番目の学校防災機能の充実についてということでお伺ひしたいと思います。

災害時の避難所として、学校の体育館が指定されているところは多いと思いますが、学校における防災機能、避難所機能を充実させる取り組みについてお聞きします。

実は、私たち、7 月の 1 日に宮城県へ行ってまいりました。中浜小学校というところで、ここで 90 人の命が屋根裏部屋の 30 畳ほどのところで助かったという、大変感動的なお話を聞いてきたんですけれども、そこでもブルーシートとか、それから懐中電灯、電池とか、アルミの袋に入った毛布

とか、いろんなものが用意されていたおかげで一夜を過ごすことができ、90人の命が助かったというお話を聞いて、大変感動いたしました。

この辺は津波も来ませんし、状況は全く違いますけれども、学校の防災機能について、少し教えていただければありがたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 学校の防災機能の充実ということでございます。

ここにおいては、今、学校施設においては、市内の小中学校、また保育園とか県立の高等学校を含めて、30の施設が避難所になってございます。その内訳としましては、28の施設を拠点避難所に指定してございます。残りの2つの施設は、一時避難所という形でございます。

そこで、災害の対応区分においては、全災害対応施設が17施設と、また洪水災害対応施設が7施設、また火災災害対応施設が13施設、地震災害対応施設が3施設となっております。

そこで、学校においては、今、地震対応避難所の充実のためにも、現在、小中学校の耐震化工事を進めておるという状況でございます。

また、学校施設における防災備品の整備というようなことで、昨年においては児童や生徒が使用するヘルメット、また今年度は暖房用の石油ストーブとか、LEDのランタン、拡声器などを整備する予定となっております。

特に、学校の取り組みとしても、防災の取り組みの中では、生徒を災害から守るために、やはり各地域の幼稚園とか保育園、また小中学校で、園・学校防災会議を設置しておるという状況でございます。

また、その中で、やはり学校が避難所になるというようなことで、その場合、動きに関するマニュアルを今現在作成中という段階でございます。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） いろいろとやっただいているようですけれども、トイレ等とかはたくさん本当に整備をしておかなければいけないことだと思いますので、そういうことに関してもよろしくお願ひしたいと思います。

また、同じような3番目は質問になりまして、今お答えいただいた中にも該当したことがあったと思うんですけれども、防災倉庫の設置と点検についてということで、市内には市の管理する防災倉庫は何カ所あるのでしょうか。また、その倉庫には、どのような防災資機材が備蓄されているのか。あと、賞味期限とか、そういうことの点検ですけれども、そういうこともあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、防災倉庫の関係でございますが、防災倉庫専用にあるのは和良地域でございます。他の6地域においては、振興事務所の中で兼用にしておるという状況でございます。

そこで、まず防災倉庫の備蓄品としましては、先ほども言いましたように、主食とか副食、粉ミルク等々が整備してございます。この備蓄品においては、今現在では阿寺断層地帯の被害者総定数の約半分の方、5,000人という中での目標値として整備しておる状況でございます。特に、備蓄品においては、今後、また被害想定の見直し等がございますので、ここにおいては今後も見直していきたいなということを考えてございます。

そのほかに、毛布とか発電機、スコップ等の防災資材とアレルギー対応等のものが備蓄してございます。

また、備蓄の資材品については、防災倉庫のほかに避難所に指定している学校、集会所等にも備蓄しておるという状況でございます。

点検においては、特に主食、副食においては消費期限がございますので、そこにおいてはうちの台帳の中で管理しておるということで、期限が切れたらまた備蓄を交換するという状況でございます。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 今言われました備蓄に加えて、ちょっと言いにくいんですけども、女性ですからあれですけども、生理用品とか、また紙おむつ等も備蓄をしていただくと思います。

点検をされて、賞味期限が切れたものですけども、アルファ化米とか、そういうのは防災訓練等に使われたりとか、災害があった場合に使われるんですけど、お水なんかはどのようにして賞味期限の過ぎたものは処理をされるのか、少し教えてください。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） できるだけ、今、防災訓練等々がございますので、そういうものに使用しているという状況でございます。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） わかりました。

それでは、4点目の質問で、我が家の防災用品の点検ということで、これは大事なことだと思いますので、質問をさせていただきます。

できそうでなかなか準備できないのが、我が家の防災用品です。日本という国が世界有数の災害列島であることを自覚し、自分や家族を守る準備を早急にしようではありませんか。関東大震災が

発生した9月1日を起点として、12月1日、3月1日、6月1日の年4回を防災用品点検の日とするよう提唱した人がいますが、非常持ち出し袋の中の中身も賞味期間の点検だけでなく、季節の先取り準備が必要とのこと。

郡上市においてもぜひ取り入れていただき、広報での呼びかけで、3カ月に1度でもみんなが心の防災袋の点検ができれば、防災意識も高まり、今までなかなか準備できなかった人も、何度も何度も聞いているうちに、取り組まなければいけないと、そういうふうに思い、準備をするようになると思うんですけれども、市のお考えをお聞かせください。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、防災対策の中の我が家の防災用品の点検ということでございます。

やはり防災用品においては、使用する確率が非常に低いということでございます。いざというときに、消費期限切れということがあったり、電池が切れておったというようなことがありますて、役に立たないことも考えられます。ふだんからその辺の消費期限の点検、いざというときに備えることは非常に大切なことではないかなというふうに思っております。

そこで、岐阜県では、濃尾地震が発生した10月28日にちなんで、この日を岐阜県の地震防災の日と定めてございます。またさらに、毎月28日を岐阜県の防災点検の日というふうに定めてございます。県では、この対象を個人、家庭、地域、店舗というような形でございますが、防災点検の10カ条というのを例示してございます。

そこで、個人と家庭、店舗、また地域では、その役割をした中で、一例を言いますと、家庭の中では家族の役割の確認、また備蓄品の点検とか、また避難場所までの危険箇所の確認とか、いろいろその辺のことを10カ条の中で定めておるということでございます。

今、田代議員が言われますように、非常に防災対策ではふだんからの意識づけが大切だと考えてございます。まずは、岐阜県の防災点検の日を市民の方に10カ条を兼ねて周知するとともに、この中で郡上として必要なことがあれば、またここに付け加えていきたいということを検討していきたいと考えてございます。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 私も、岐阜県の防災点検の日というのは毎月28日、全然知らなかったんですけれども、年に4回が大変でしたら、3回とか、そういうふうに郡上市独自のこういう点検の日をつくっていただくといいと思います。ということは、季節ごとに、例えば避難というか、荷物の中に冬物を準備しなければならないときもあるし、3カ月か4カ月たって、今度は夏物を準備しなければならないことも、いろいろあると思うんです。

ホッカイロを入れなければならないときとか、そういう意味で、年に3回ぐらい郡上市独自の防災点検の日をつくっていただいて、広報等で読んでいただき、先ほどおっしゃいましたように、私は食品とか懐中電灯とかいろいろなこと、そういうことを思っていたんですけども、今お話しになったように、その日は家族の役割点検とか、それから避難所の確認とか、そういうことを家族で話し合う防災の日にぜひしていただいて、いつ来るかわからない大地震に備えて、郡上市の対策をお願いしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは次に、子育て支援ということでお伺いをしたいと思います。

少子化が心配されている郡上市ですが、最近、少しずつでも明るい方向に向かっているように思います。子育て支援の第一歩として、母子手帳の交付についてお聞きしたいと思います。

現在、母子健康手帳交付及び妊婦相談については、八幡保健福祉センターと白鳥保健センターの2カ所で行われているようですが、交付日が八幡保健福祉センターが毎週木曜日の1時から3時まで、白鳥保健センターが毎週月曜日の9時半から11時までとなっています。

妊婦さんでも、妊娠初期では働いてみえる人もあると思いますし、つわりのひどい人もあります。男性の方にはわからないと思うんですけども、つわりは病気ではないとは言うものの、ひどい人は本当に病人同様です。ここでは、母子健康手帳の交付のほか、妊婦健診の無料クーポン券の交付もありますので、少しつわりが落ちついてからなどとは言っておられないと思います。

ここ1年、郡上市において、手帳の交付及び妊婦相談にお見えになる方はどれくらいあるのでしょうか。また、郡上市において、大変助産婦さんが少ないと、そういうふうに言われておりますが、この妊婦相談は保健師さんが対応されるのか、どういう方が対応されるのかということをお聞きして、そして続けて言ってしまうんですけども、できれば決められた日以外でも交付してもらえるよう、予約ができたり、つわりのひどい人、2人目、3人目の出産で小さい子どもさんを抱えた人のためにも、訪問という形がとれないものかをお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

母子健康手帳の交付の御質問でございますが、これは妊娠早期から妊婦にかかわることのできる非常に重要な機会として捉えております。妊娠、出産、そして子育てに係る支援体制を充実強化することは、妊婦の心身の安全を促し、赤ちゃんへの虐待防止にもつながることと思っております。

現在、定期における母子健康手帳の交付でございますけれども、議員がお示しされたとおり、八幡の保健福祉センター、そして白鳥の保健センターの2つの施設で実施をしてございます。手帳の交付時には、赤ちゃんをたばこの煙から守るためのDVD、こういったものをごらんをいただいたり、妊婦健診の受診票や歯科健診の受診票、さらに母子保健事業の説明等々も行っております。

それと、妊娠中における生活上の留意点、また栄養相談等、全ての妊婦さんに対しまして、保健師及び管理栄養士、また栄養士が個別面接によって実施をしておるところでございます。

昨年度、平成24年度における手帳の交付者でございますけれども、年間で319人、妊婦相談については298人という実績になってございます。交付日1日当たりいたしますと、平均で3名ないし5名の方が来所をいただいております、妊婦さん1人当たりの相談時間につきましてはおおよそ20分から30分ということになってございます。

体調不良により、妊婦さん御本人が来所できないといった場合もございます、そういった場合は家族の方が来所されるというようなケースもございますけれども、その場合については妊婦さんの体調等を聞き取りさせていただいて、御家族に対する指導というものも行ってございます。

なお、妊婦相談のほうでございますけれども、手帳の交付日以外におきましても、必要に応じて相談できる体制を整えてございますので、御利用をいただければありがたいというふうに思っております。

それから、手帳の交付日については予約制にできないかという御質問でございますが、手帳の交付時には、保健師及び栄養士、管理栄養士もございますけれども、全ての妊婦と個別面接することによって、妊婦さんがお抱えの不安であったり心配事に適切な指導を行っておりますし、出産、育児に向けた妊婦の心身を安定することに努めてもございます。

手帳の交付は、先ほど申しましたように、市内2カ所の保健センターにおいて、交付の日時を定めて行っておりますけれども、妊婦さんの体調や諸事情によりまして、指定する日に来所いただくことが非常に難しいといったような場合につきましては、最寄りの振興事務所の窓口で交付できる体制も整えてございます。今、各振興事務所でございますが、保健師の駐在制をとっておりますので、お見えになられた際に保健師が在籍する場合については、その段階で交付をさせていただくということも可能でございます。

また、妊婦さんの体調等によりまして来所いただくのが困難な場合、この場合につきましては、保健師、また栄養士等が直接御家庭に訪問をさせていただいて対応することも可能でございますので、あらかじめ連絡をいただければ、そのような対応をとりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 今、答弁をいただきましたけれども、可能ということなんです。そういうことを恐らく知らない妊婦さんが多いということで、健診の無料クーポン券を早くいただかないと、病院へ行った場合にそれが使えないということで、後の妊婦相談とか、そういうことに関しては少し落ちついてからでもいいんですけども、とにかく母子健康手帳を早くいただかなければなら

ないので、何が何でもこの日に行かなければならないと、そういうふうに思ってみえる方が非常に多いようですので、どうか家族の方でもいいし、できればひどい人に限っては訪問もしていただくと、そういうことをもう少し周知できるように、お計らいをお願いしたいと思います。

それから、3点目に入りますけども、3点目の合併10周年の記念行事につきましては、通告をいたしましたその日に会合がありまして、そのときに補正予算のほうで、合併10周年のマスコットキャラクターについても、それから10周年の記念行事についても、実施方針という資料をいただきまして、全てここの中で回答が出ておりますので、本来なら割愛してもいいんですけども、大分時間がありますので、余り早く終わってもと思いますので、用意した分を読ませていただきますので、それに対して簡単に皆さんにお聞かせできることがあったらお知らせしていただきたいと思います。

震災後、地方に対する世の中の見方が変わってきたと言われていますが、特に地域商店街活性化事業においては、八幡町でも中心市街地の空洞化に歯どめをかけ、商店街の魅力づくりに商店街の皆さんが立ち上がり、勉強会を何度も開催されています。もちろん、そのたびに商店街の活性化に成功されたところから講師を招き、町一丸となり努力をされています。

昨今、新聞紙上をにぎわす町のにぎわいのニュースとして、マスコットキャラクターがあります。郡上市においても、「た〜んと君」、「しろろん」、県交通安全協会の「こあんちゃん」などありますし、またこのことについては市長と中学生とのふれあい懇談会の中でも提案があったように思います。

平成26年3月1日に合併10周年を迎えるに当たり、ぜひ郡上市のゆるキャラを誕生させてもらいたいと思いますが、このことについての市の構想をお聞きしたいと思いますということについては回答は出ておりますけれども、簡単に御説明いただきたいと思います。

また、合併10周年を迎えて行われる記念行事の一端もお聞きしたいと思います。これも資料でいただきましたけれども、できれば市民みんなで汗を流せるようなことがあっていいと思いますので、この点について簡単に御説明をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、初めにマスコットキャラクターにつきまして、既に御承知のことではありますけれども、御説明をさせていただきます。

御承知のとおりですけれども、ゆるキャラというものは全国的にすごく活動しておるといいますか、頑張っておるわけですが、郡上市におきましては、昨年の実は中学生とのふれあい懇談会の中で御提案があったわけです。

10月29日に昨年は開いておりますけれども、そこで大和の女性の方から、中学生からでしたけども、その方法は募集方式がいいだろうと、みんなの参加でということで、そういうことも添えてい

いただきながら、自分としては鮎が踊っている「ぶうちゃん」という、たしかそんなことを言ってみえて、非常に具体的な御提案をいただいたということでありまして、本当に毎年毎年、中学生との懇談会ではいろいろな御提案をいただいております。

今回、平成16年3月1日の合併から26年3月1日で満10年を迎えるということで、10周年の記念事業をやるということの中で、昨年の中学生の提案を大事に受けとめまして、これも1つの大きな事業として取り組んでいきたいと、こういうふうにして今計画をつくらせていただいたところでございます。

マスコットキャラクター、これはゆるキャラと言っていますが、みうらじゅんという人が、これは作家であり評論家でもありますけども、郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があるとか、それから立ち居振る舞いが少し不安でユニークであると、あるいはもう一つは愛すべき緩さとか、緩さというのは緩んでしまっただけではないんですけれども、何かそこに滑稽な緩みとかたるみがあってすき間があってというような、そういうふうなことで皆さんに親しまれると、こういうふうなことの定義をしてみえるわけですが、みうらじゅんというのが実は提唱者なんです。

僕の友達のすごく親しい友達なんですけど、彼がそういう提唱をしておるということですが、デザインにつきましては、郡上市ではこういうふうに一応しております。子どもたちもすごく親んでもらえるように、簡素かつ親しみやすいデザイン、それから着ぐるみとか縫いぐるみなどにも使用できる活動的なキャラクター、そして郡上市の魅力等をPRするのにふさわしいデザインと、それから地域特性というのは郡上はいっぱいありますので、さまざまな地域特性が表現をポーズですることができるというか、そんなようなことをお願いして、募集にかかろうということとしております。

それで、一応10月の1日から募集に入りまして、11月の22日までの間で募集を締め切っていくということで、市民の皆様、あるいは市内外に広く公募をしていくと。とりわけ、しかし小中学生、高校生におきましても、特別支援学校もそうですが、校内においてのお呼びかけをしていただきたいということで、教育委員会を通じて御相談をしております、そういうことが10年という契機に郡上のことを考え、また郡上のことについて皆さんが何か提案とかして、きっかけをつくっていただくことになるのではないかとということで、お呼びかけをしていこうということとしております。

それから、あすの夜、第1回目の審査会を開催します。郡上のいろんなそういう専門の方とか、団体の代表の方に集まっていただきまして、いろんな選考方法とか考えてもらいますが、最終的に今考えておりますのは、そこである程度絞り込んで、そしていただいたものに対して投票によって皆さんが参加していただけると、そういう形で市民参加型のキャラクターマスコットづくりを進めていきたいというふうにして思っております。

今後のことですが、最終的には郡上市の皆さん誰もがこの方と思われるような方をお願い

をして、最終的なデザインの作成をして、これは26年度予算において着ぐるみをつくって、現在予定しております5月25日の合併記念の式典においてお披露目をしていきたいと、こんなような日程で考えております。

それから、2つ目といいますか、つながっていくわけですが、合併10年の記念事業につきまして、全体の御説明をさせていただきますけれども、1つは郡上市が10周年を迎える機会を捉えまして、合併からの10年を振り返る、それからこれからの10年をどのようによりよくやっていくかという機会にしていきたいという、そういうふうな意味合いを持ちまして、「合併10周年・次代へつなごう！！ふるさと郡上の元気創造」と、こうしたスローガンを打ち立てて、記念行事を進めたいということであります。

それから、ぜひ次代を担う青少年の主体的な参加を促していきたい、また市民の皆様の先ほど御指摘の参加協働型のイベントになるように努めたいというふうなことを考えております。

それから、郡上のPRになることでありますとか、あるいは郷土の求心力が高まるとか、そういうことも今回、10周年記念事業には期待をするものであります。

また同時に、そういうふうないわゆるイベント的なセレモニーのようなもの以外に、政策点検ということを大事にしていこうということで、現在、企画のほうで10年の政策点検をして、これから必要なものは何かというような研究をさせていただいておりますけれども、また4つのプロジェクトの中では、若者の参加とか大都市圏との交流とか、新しい雇用をどうしてつくるかというものも、こういう機会に大いに高めていきたいということであります。

このほか、暮らしのガイドブック、あるいは合併10年の歩みを映像で振り返るビデオの制作、市勢要覧の写真編、10周年記念版の作成、こうしたことをやっていきたいということと、また市内外に大きくこれを機会としてPRをしていくと、それから1つの記念のフォーラムというものを来年の3月1日に行うということとしております。

これは、いわゆる合併、それから郡上市の市制施行の記念日のその当日にそうしたフォーラムを行い、それから年度が明けて5月25日の日曜日にセレモニーを、ぜひ若い皆さん、少年少女合唱団の皆さんによるオープニングでやっていくようなそういうふうなセレモニー、それから郡上出身者の実は天中軒雲月さんという浪曲の大先生がみえるわけですが、昨年から少し交流が深まっております、郡上出身の名跡を継いでみえる5代目の天中軒雲月さんという方に、郡上一揆を物語にさせていただこうということで、今回、作曲をお願いし、それを広くオリジナルの持ち歌として全国にPRしていただこうと思っています。これも、セレモニーの中では一部御披露をしていただくということでございます。

それから、現在、考えておりますところでは、教育委員会との御相談の中で、NHKの全国短歌・俳句大会を今4月に、それから文芸祭が来年度から郡上市全体の取り組みになってきますので、

そういうものでありますとか、青少年郷土芸能フェスティバルと、そういうものを通じまして、1年を通じて市民参加で10年をお祝いしながら、また新しい工夫を盛り込んでいただくようなイベントを大いに企画をしていただきたいと、この呼びかけを今議会が補正が固まった上で、取り組みをさらに進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4 番（田代はつ江君） 詳細にわたり、ありがとうございました。すばらしい10周年が迎えられるように祈っております。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時44分)

○副議長（武藤忠樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 山 田 忠 平 君

○副議長（武藤忠樹君） 8 番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8 番 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） ありがとうございます。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

郡上市合併して10年に入っておりますが、第1次の行革大綱から、そういった中でのこの10年間、成果、あるいは課題を踏まえながら、いよいよ平成25年から30年に向けての第2次の行革大綱の骨子に取り組んで今みえるところであり、そういった計画がなされているところでもあります。

このことにつきましては、計画の基本的事項でありますけれども、改革の重点と目指す姿、行政規模の縮小の中での行政経営、資源の適正化、政策の選択と集中、行政サービスの質的向上、変化に対応し得る行財政体制づくり、市民協働による新しい公共づくり、未来への希望をつなぐ創る改革の推進とあります。

また、将来的な財源検証に対するところの行財政の体制の確立の中では、公の施設等の見直し、公の施設等の廃止・統合、指定管理、あるいは貸し付け、譲渡等、市有財産の効率的管理運用、市有施設の長寿命化対策、市有財産の有効活用ということがあります。

そういった中での2点をまず質問させていただきます。

最初は、まず市長でありますけれども、さきの昨年の24年の6月に私が一般質問をさせていただいております。これからの多くの施設は、それぞれの旧庁舎において、地域振興の願いを持って設立されたものであり、今後の施設のあり方、あるいはそういったことについて地域審議会にも課題を投げかけていく必要があると、これは市長公室長のほうでお願いしますか、企画のほうでありますので、投げかけていく必要があると。少なくとも、各地域においては、自分たちの施設であるという認識を強く持って取り組んでいただきたい。

そういった中での市長の答弁の中には、地域審議会に諮らせていただき、各施設の運営の実態を知っていただきたい。それぞれの施設の方向性についても議論をしていただきたいと考えている。課題を抱えている施設については、地域審議会の意見も伺っていききたいということであります。

そうした中で、地域審議会の意見の結果はどうであったかということをもっとお伺いし、次に、特に第三セクター、指定管理者になっている施設の管理運営については、収支の状況等を踏まえて、それぞれの地域ごとに連携した市内全域での効率的な提携ができないかも検討しながら、そういったことの必要があるということで、またこの中では指定管理者側も経営感覚意識を持って、責任を持って取り組んでもらいたい。それから地域振興のための必要性が特にあることでありますので、必要性のあるものについては決して採算性ばかりを言いませんので、そういったことを踏まえて、今後、公の施設の見直しにしっかりと取り組んでいただきたいということを希望するわけですが、そういった中での市としての指導力を発揮して、思い切って統廃合や払い下げなどを推進する必要があるのではないかと考えております。

このことにつきまして、田中市長公室長より答弁を求めます。

○副議長（武藤忠樹君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの2点につきましてお答えをいたします。

1つは、地域審議会での意見はどうであったかと、こういうことでございます。

これは、昨年の6月の定例会で山田議員からの御指摘を受けまして、第2次行政改革大綱の策定に合わせまして、昨年の8月から12月までの間に、地域審議会が開かれている場に行革担当も出向きまして、各地域の公の施設についての意見を集約したところでございます。

やはり地域のことを熟知してみえる皆様からさまざまな生の御意見をいただいたわけですが、特に関係する御発言の中には、1つは、地域によりましては収入の非常に出ておる施設が現にあるので、そういうところはしっかりと統合させて、しっかりした会社、地域を背景とした会社の経営に発展させていくことはできないかということ、あるいは利用が少ない施設については統廃合したり、他の目的に転用してはどうかと、具体的にこういうふうな御指摘の議論もありました。

あるいは、産業振興施設は積極的に譲渡を進めるとともに、まだされていないところについては指定管理を拡大することが必要であると、こういうふうな御指摘でございます。

また一方、いろいろな意見の中には、施設の市の管理運営上の問題としては、教職員住宅等について空き家があるので、市有住宅に用途変更して活用できないかとか、単身用の住宅をもっとつくれないかとか、いろんなことがありまして、議題にのせておるところでございます。

全体としましては、公の施設等の見直しを進めるべきという御意見、また用途変更も含めて現在の施設を有効に活用すべきと、こうした意見が多く出されたと、こういうふうにして受けとめております。

大変改革の理解が進んでおりまして、また考え方につきましては、そういうものを含めて報告もしておりますが、今般春つくりました行革大綱、第2次大綱のほうにその精神として反映をさせていただいております。

それから、2つ目の御指摘であります、こうした指定管理を第三セクター等で担っていただいている指定管理者のより一層の連携ということでありますけれども、このことにつきましては、郡上市におきまして、現在63の施設におきまして指定管理者制度を導入しているわけでありましてけれども、このうち第三セクターが指定管理を行っている施設は16施設あります。

第2次行革大綱におきましては、基本方針の1つで、地域経済の活性化につながる創る改革と、これ非常に特色ある1つの柱を掲げておりますけれども、こうしたスケールメリットを生かして産業振興するために、第三セクター間の連携と協働の取り組みを充実するというをはっきり大綱の中で目指させていただいたということでございます。

それで、具体的には、以前にもおっしゃられておりましたように、八幡地域における産業振興公社が、駐車場まで入れると6つになりますが、お城記念館、あるいは博覧館、城下町プラザ、サイクリングターミナルと、そういうところの施設を一括してお預かりする中で、入館無料の施設も一方の有料入館の施設の収入によりまして、地域として全体的な経営をしていく、そしてそこで産業振興のソフト事業も行うというふうなことでありまして、それが連結して、結果として納入金制度による市への納入を今果たしていただいておりますので、こうした格好で連携がなされるということは、1つモデルであろうというふうにして思っております。

また、最近では、第三セクターの株式会社ネーブルみなみと株式会社ジェイエムみなみが出資をされまして、株式会社子宝の湯を設立されたということで、美並において子宝温泉をそういう形で連携をされまして会社を設立し、そして指定管理者となられたと、こういう事例がありますし、昨年からことにわたりましては、道の駅管理協会をやってみえました白鳥がさらに発展的に株式会社白鳥を設立されまして、そして現在、特産物振興センター、木遊館、また長滝の公園、そして白尾ふれあいパークと、道の駅を含むこういう施設を全体として持たれるという動きになっています

ので、山田議員の御指摘の動きが少し形になってきておるといふうにして捉えております。

また、郡上市におきましても、同一地域内におきましての事業提携、あるいは市域内の同業同士の事業提携を促進することによりまして、効率的、効果的な共同仕入れでありますとか、商品の販売、情報発信、また総務部門、人事の融通化と、そういうことが期待できますから、市としては施設の管理運営を、委託を、委任をしておる立場、施設の管理者は市ですから、それからあるいは法人の出資者としての立場から、こういうふうな方向性につきまして、その都度、協議をかけてまいりたいというふうにして考えております。

それから、施設の譲渡という問題につきましては、第2次大綱の4つの基本方針の中におきまして、財政の財源が減少することに対応する行財政体制の確立ということと、地域の活性化につながる創る改革の推進と、この2つの柱におきまして、指定管理者等の民間への譲渡推進を掲げております。

これは、地方交付税の合併算定がえによる特例措置の終了に伴いまして、財政規模を計画的に縮小し、行政のスリム化を図る視点、それから民営化によりまして民間ノウハウを投入していただいて、事業を拡大し、地域活性化を図ると、こういう狙いがありますので、これからもこの2つの視点からぜひ取り組んでいきたいと。また、その暁には、固定資産税等の市の収入にもつながるといふふうに認識をしております。

23年度に策定しました指定管理者制度の運用に関する指針におきましては、類似の施設を民間が設置していて、廃止や譲渡により市民サービスが低下しない施設と、既に民間で先行されておると、類似の施設をやっておると、あるいは民間に譲渡したほうが地域振興に有利である等々のそういうふうな分類を分けまして、その中で譲渡、廃止を検討すると。

具体的に言いますと、宿泊施設、観光施設、それから農林産物加工施設、この分野におきましては、非常に民営化することが好ましい分野であろうというふうな判断がありますので、第1次の譲渡検討施設として17施設を選定しまして、譲渡に向けた協議を各部、あるいは地域を通じて検討、協議を進めていただいておりますと、こういう現状でございます。

ただし、譲渡の推進に当たりましては、補助金の関係から国県の協議の問題もありますし、あるいはいわゆる起債の償還の問題もあります。それから、補助事業の場合に、経営の目標数値をクリアしているかと、そのことによってお渡しができるとか、そういうふうな審査がありますので、等々を含めまして課題といたしましては、譲渡後の固定資産税や市への土地使用料、そういう支払い、あるいは老朽化した施設の修繕とかに対する受けた場合の対策等もございまして、いわゆる譲渡に当たりましての市の一定の支援策といえますか、そういうものも包括的に十分検討しながら、譲渡の具体的な検討に当たりたいというふうにして考えているところでございます。

こういうふうな取り組みを今進めておるところでございますので、全体として第2次行革大綱を

着実に進めていくということとして、この問題にも当たらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(8 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） 財政が厳しい、ずっとその話が出ております中での市の収入も確かに必要なことであり、そのことについてもしっかりと取り組む必要があると思います。

2 点目の公の施設の利用と振興事務所の体制ということで質問いたしますが、やはり市も財源が入ることもいろいろ考えて、一般の企業の利益でなしに、市の財源、そういったことも含めながら考えていくと、公の施設の有効利用を推進するためには、これは市の財源の確保につながることもあるということを考えていかなければならないと思います。

そういったことで、例えば言いますが、今、ソーラーの話が出ておりますけど、建物の屋根や、あるいはグラウンド、そうしたまた施設の用地ののり面等については、太陽光発電が万が一民間からそこに設置がしたいということについては、影響のない限りそういったことも進めて、そして市の財源につながることに取り組んだらどうかということを思うものであります。そういったことをより市民等に P R して、公の施設、公の土地、全てのことを開放していったらどうかということを特に思うわけであります。

また、振興事務所の体制のことでありますが、振興事務所は、私は役所感覚をここで切りかえて、地域住民の本当の振興拠点を目指すべきであると思います。このことにつきましては、平成23年の12月にも質問をしております。市長はそのときには、振興事務所は性格的には支所であるが、振興という名をつけているのは単に行政の窓口じゃないという意味である。地域の振興を進めてほしいという願いを込めているということでもありますので、またその中で総体的な職員数の削減も含める中で、削減して市民のサービスを欠かせないように、市内の N P O 等に協力をお願いしていく場面がふえていくと思われるため、今後、その可能性を追求していきたいという先般の答弁もいただいておりますが、私は地域住民の振興拠点を目指すべきであるためには、利用していかなければなりません。

そして、自治会とか公民館、市民協働センターのサブセンター、さらには商工会、金融機関等が事務所として利用することによって、地域の活力を集約する、そういった場でも一場面おもしろいのではないかと思います。

また、来年度からは、いよいよ10年過ぎました地域審議会がそれにかわる新しい組織ができるものでありますが、そういった組織の拠点としても地域振興事務所に入っていただいたり、位置づけをしたり、あるいは管理者については、ちょうどことしから始まりますところの退職者の再任用職員の制度を利用して、地域に精通したやる気のある職員の方には、再任用職員の方でぜひともそう

いう地域振興事務所に張りついていただいて、人件費の削減につなげていくというようなことも考えてはどうかと思うのであります。

しかし、そこで1つ、市民から天下りの感覚というようなことのないように、しっかりと地域からも厳選をして入っていただくと、そういった厳しい目も必要だと思いますが、そのことについて、これは市長の考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

内容は2つあったと思いますが、まず1つは、公の施設、あるいは公有財産、こうしたものの有効活用を図って、財源確保に資するということについてどうかと、こういうことだろうと思います。

私も、先ほど田中室長が申し上げましたように、公の施設等については、合併をして、ほぼ10年がたとうとしておりますけれども、丁寧にやはり一つ一ついろんな問題をクリアしながら、再編、統合等をしていく必要はあるというふうに思っております。

そういう過程を経る中で、まだ使える施設というようなものについては、それは有効活用をできるだけ図ってまいりたいというふうに思っておりますし、また概念上は公の施設ということではありませんけれども、市の持っている普通財産等で例示をされましたように、太陽光発電等の施設の用地として民間が活用していただけるということであるならば、そういうものについては前向きに対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

太陽光発電のそうしたプラントの用地としては、これまで市有地について2件ほどお問い合わせというか、折衝がございまして、いずれも市のほうとしては前向きに対応しますという御返事を申し上げて、いろいろと話を進めているところでございますが、1件については地元の皆様方の御理解をいただくのに少し時間がかかるかなというふうに思っているものが1つございます。

それからまた、もう一件については、これについても立地上の道路建設に伴う残土処分によってできた土地でございますので、いろいろな諸条件をクリアしなければいけないという問題もございまして、そうした問題が先方のほうでクリアできるのかどうかというような問い合わせを今しているところでありまして、いずれにしろそういうものがきちとした形で有効に活用できるという確証が得られれば、私どもとしてはそうした土地を有効活用していただくにやぶさかではないところでございます。

そんなことで、これからいろいろなケースが出てくると思いますが、公の施設やその他の公有財産について、でき得限りの有効活用というものは前向きに図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の振興事務所の活用ということでございます。

そのうちの1つは、まず振興事務所という施設の活用面についての御指摘だろうと思いますけど

も、私も振興事務所が今後果たしていく機能ということを考えた場合に、あれは役所の建物だというだけでなく、地域のいろんな方々のいわばたまり場的な機能を果たすということについては大賛成でございます。

そういう意味で、例えば大和の現在の振興事務所には、例えば市民協働センターというようなものを置かせていただいているわけですが、あるいは白鳥の振興事務所についてはこれから東海北陸自動車道の4車線化が進んでいくについて必要なということで、当面、NEXCOの岐阜工事事務所に入っていただいたりして、有効活用していただく予定でございますが、そのほかのところについてもいろんな意味で既に合併前の役場の機能とは大分違ってきておりますし、職員の数も減っておりますので、使用しているスペースも相当当時と比べますと小さくなっておりますので、そうしたところをいろんな形で、市民の皆さんのいわば我々の拠点であると、よりどころであるという形で使っていただくことについては、大いに前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一つは人的な面ではありますが、そうした振興事務所の機能について、来年度から年金の断絶がないようにということで始まります、そういう再雇用の職員についての活用ということでございますが、これについても私はやはりお説のように適材を選んで、地域のこれからのサポート体制というようなものに活用をさせていただく。活用すると言うと失礼ですけども、そういう形で活躍をしていただくということについてはいいのではないかとこのように思っております。

ただ、その所の所長とか管理者という責任ある立場については、やはり振興事務所長というのは各地域において、特に災害等においては市長代理という形で重要な役割を負っておりますので、現行の次長級の職員を当面は置いて、しっかり体制をとってまいりたいと。そのほかの役割の中で、再雇用の職員等の活用についても十分考えていかなければならないというふうに思っております。

(8番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) ありがとうございます。

行革については、我々もそうですし、市民もそうです。また職員の方々も意識の改革、そういったことをしっかり持って取り組むべきでありますし、行政側としては厳しく勇断と実行、惰性とか流れに乗っていくのではなしに、それがしっかりした改革につながると思いますので、今後ともよろしく厳しくお願いをしていきたいと思っております。

続きまして、次の項目に移ります。

合併10年の事業についてであります、このことにつきましては、午前中の議員の中にも質問がありましたので、その中の1つ、今まで郡上市は協定、あるいは締結といった友好都市があります。

そういった中でも、まだ合併の前に旧の町村においても親交があったり、今なお民間でも継続し

たり、そのようなことがあります。例えば先日、北海道から下川町の町長が、あるいは林業関係の方もお見えになった下川町については、郡上から開拓に入った。そういったところの町であります。高鷲町の友好もずっと続いておりますが、実をいいますと、私の先代も土別のほうに開拓に入っております。

そんなようなことで、下川町とか、あるいは凌霜隊 に関係ある会津の若松市、塩原町、それから七尾市、篠山市、郡上おどりに特に関係ありますところの伊勢市、その他いろいろとあると思いますので、ぜひこういった合併10年の節目のことを契機として、郡上市との御縁のある友好協定締結、そういったことではなしに、もっと緩やかな楽なおつき合いができるようなことの行政間で取り組むことはできないか、もちろん民間もそうありますが、そのような形で1つの合併10年の記念事業の中で、より一層幅広く親交を深めるために、交流、PR、そういった事業につないでいくことはできないかということを思っておりますので、その件につきましての市長の考えを伺っております。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 他の自治体とのおつき合いということでありますけれども、今、御指摘がございましたように、全面的な友好交流提携という形では、御承知のように、東京都の港区と現在は三重県の志摩市と行っているということでございます。それから、予備的にはございますが、石川県の七尾市、先日、私も全国俳句大会の関係で行ってまいりましたけれども、七尾市とも将来的に友好交流をしようという準備的な覚書を結んでいるところでございます。

それから、いわゆる防災時の災害時の相互応援協定ということで、お隣の福井県の大野市と、それから兵庫県の篠山市と結んでいると、こういうことでございます。

私の現在考えているところでは、こういう友好交流協定というような形で、全面的な友好交流を展開する場所としては、余りたくさんあってもなかなか重いものがございますので、将来的には東西という意味では港区と篠山市、南北という意味では志摩市と七尾市ぐらいを十文字に、そうした自治体との間の友好交流ということをやっていければいいんじゃないかというふうに思っておりますが、そのほか、先ほど御指摘になりましたように、下川町、高鷲を母村とお考えいただいて、大変熱い思いを寄せていただいておりますし、先日は市内のある企業が立地をしているということで、岡山県の真庭市の市長さん、それから前市長さんがおいでをいただきました。

そして、非常に似たような立地条件でもありますし、いろいろと交流、勉強しましょうねというようなことを言ってくださいますし、例えばこういう下川町とか真庭市というようなところは、木質バイオマスの研究とか、林業の振興とか、そういった意味でも郡上市としても非常に学ぶべきものがあるというふうに思っております。

あるいは、先ほどいろんな御縁の中で、会津若松市だとか、千葉県の東庄町であるとか、いろんなところがありますし、よくいつも顔を合わせる中ではお隣の愛知県の稲沢市長さんなんかも従来からのおつき合いの中で一緒に仲よくやりましょうやと、こう言ってくださっております。

こういうところについては、友好交流提携という形でやりますと、どうしてもあれもこれもという形で全面的な交流になりますので、余りたくさんおつき合いをするというのも大変でございますので、いろんなテーマ、テーマ、あるいはイベントというような中で、実質的な意味の交流、あるいは学び合いというようなものをしていければいいのではないかと、当面、現在のところはそのように考えております。

(8番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) ぜひとも、予算が余り伴わない事業で、より一層郡上市との交流を深めながら幅広く発信をしていく。そしてまたそういった相手側に対しても郡上からもというようなことがありますので、ぜひ余り型にこだわらない状況の中で、ぜひとも幅広くまたお願いをしていきたいと思っております。

続きまして、4点目であります、防災の面であります。

まず、このことにつきましては、先日の16日に来ました台風18号、日本列島を直撃いたしました。各地で被災された地、あるいは被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げますが、幸いにして郡上市においては本当にまた来るかなと思ったけども来ない。来んでいいかなと思うと、また後から風が強くなるかなということもないような状況の中で、本当にありがたく感謝をしているところであります。

そういった中での8月末から運用が始まった特別警報、このことについてであります、今回、18号台風で初めて京都、滋賀のほうで発表されたところではありますが、このことについては新聞報道等でもいろいろと課題があるようであります。もちろん、郡上市においても、広報の中でも特別警報の発表を開始しますということで、既に各戸へも渡されております。

そしてまた、パンフレットにおいても、発表されるまでの大雨のときのイメージとか、それから発表された場合の土石流の関係、警報について、それから避難について、いろんなことが出されておりますが、なかなか新聞報道においても、このことについては意味合いがかえって警報、それから特別警報、そして避難とか、そういったことになると、一番高いものについてはそれが思っていて、だんだん大事なところでも意味合いが弱まってくるというような感覚があるというようなことが言われております。

気象庁が直接災害無線で声が入ったり、あるいは郡上市としても市側からどうするかということもありますけども、またきのうの新聞には、その3段階かと思いきやレベル4ということで、最終

的には新たに5段階でそういった整理がされるというようなことで、一体どうなっているんやろうというようなことだと思うところではありますが、いずれにしても、このことは最終的に特別警報といいますと、直ちに命を守る行動をとるということでもありますけども、その中に先ほど言いました注意報、警報、いろんなことがありますので、16日の京都のことを言いますと、もう既に特別警報が出た段階で外に出られないというようなこともあったり、あるいは避難ということが出ても既に避難ができない、約1割ぐらいしかそういったことが行われなかったというようなこと、いろいろ課題があると思いますが、そういった課題に向けて、郡上市の取り組みといいますか、郡上市としては行政側の取り組み、あるいは市民への周知、そのようなことを含めて、しっかりとこれは検証したり、あるいは内容を市民に広く心構えを伝えるべきであるということで、今回、市民のためにぜひとも細かく、しっかりとわかりやすく答弁を求めたいと思います。

前、消防長と言っておりましたが、管轄が総務部長でありますので、服部総務部長にお伺いをいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、特別警報という御質問でございます。

まず、特別警報でございます。これにおいては、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律が平成25年の5月31日に公布されたという中で、8月30日から運用を開始しておるということでございます。この目的においては、新たに特別警報を行うとともに、その体制の強化を図り、災害から国民の命を守ることを目的としておるということでございます。

特別警報の市町村への伝達でございます。まず、気象庁から、都道府県の機関に通知されます。それから、都道府県の機関から関係市町村に通知され、関係市町村は直ちに公衆等に周知させる措置をとらなければならないということでございます。

特別警報は、一般的に注意報と警報と全く同じく、市町村を単位としての発表となります。それで、大雨の場合、特別警報の基準でございます。台風や集中豪雨により、50年に一度の降水量となる大雨が予想され、もしくは50年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に、特別警報が発表されるということでございます。

また、詳細な基準としましては、市町村ごとによって異なりますが、3時間雨量と、また土壌雨量指数、この土壌雨量指数というのは降った雨が地下の土壌中にたまっている状態をあらわす値でございますが、郡上市においては3時間雨量において160ミリと、また土壌雨量指数が268を超過した5キロの格子が岐阜県内で10格子以上出現した場合が1点でございます。

また、2点目では、48時間降水量及び土壌雨量指数でございますが、郡上市では465ミリ、また土壌雨量指数については268という、超過した5キロ格子が岐阜県内で50格子以上出現した場合に特別警報という基準になってございます。

それで、郡上市のその中での対応としまして、まず確実に市民に伝えることが大事でございます。そこで、伝達の方法でございますが、行政防災無線、またメール配信サービスとか広報車両等を利用して、確実に市民の方にお伝えすると。

また、警報が発表された場合、ほぼその場合には警戒本部体制は立ち上がっておると考えられますが、立ち上がっていない場合は直ちに警戒本部体制を立ち上げると。また、特別警報が発表されなくても、市内において特別警報に準ずる気象現象が発生した場合、直ちに警戒本部体制をとっていくと。

また、特別警報が発表された場合は、避難勧告とか避難指示の発令が発令されることになると考えてございます。避難勧告等を発令した場合はもちろん、発令しなくても、危険と思われる地域においては、自治会自主防災組織と連絡をとり合って、避難行動における準備態勢、また情報収集とか情報伝達を行っていきたいというふうに考えてございます。

また、特に市民の方に、今、避難所とか避難所への経路について、現在、土砂災害ハザードマップづくりを順次実施しておると、地域の方々が活用できるマップづくりを使いながらつくっておるということでございます。

それで、市民の方々の対応としては、先ほど議員が言われましたように、直ちに命を守る行動をとっていただくということが基本となってございます。そこでは、どうするのかということでございます。周囲の状況とか、市から発表される避難勧告等の情報に留意していただいて、直ちに避難所へ避難する。また外出することが非常に危険な状況の中では、無理をせずに、家の中で安全な場所にとどまっていただくということも大切になろうかと考えてございます。

それで、非常に郡上市内においては、土砂災害警戒区域等が非常に多くございます。ふだんから地域の皆様方、特に危険な箇所の確認、また安全な場所についての確認、地域の方と情報共有することは非常に大事なことでないかなというふうに考えてございます。

(8 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 山田忠平君。

○8 番（山田忠平君） 特に、これからまた災害シーズンにも入ります。今、言われたことも含めていきますと、報道の中でもチラシとか広報とかがいろいろ京都でもあったようでありますけども、これは見ていないわ、これは初めてですなんてなことで、なかなかそういったことが周知されません。

だから、今言われたハザードマップについては、これは地域でしっかりと自分たちがつくっていくということが一番身につくことでありますので、ぜひともまだできていないところについては、行政指導によって、ぜひとも早くつくっていただきたい。

そしてまた、何十年に一度という言葉は決して当てはまらない、今は非常に異常気象、あるいは

言われたように、土砂、急傾斜等々、郡上の地域にはいろんな災害の跡が心配されることがありますので、より一層安全に取り組んでいくことを切に願ひまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

◇ 山 川 直 保 君

○副議長（武藤忠樹君） 続きまして、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 失礼いたします。それでは、通告に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

早速の1問目は、6月議会に時間切れでできなかったものをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、その質問は、公共事業の地産地消ということについて、お伺いをいたしたいと思ひます。

1つ目といたしまして、平成23年、24年度、市発注の公共事業における建築分について、受注者が市内業者の場合で、下請に市外業者を使用した分のおおよその出来高額及び市発注総額に対する市外業者の下請比率を検証、そしてまた把握しておられるか、担当部長にお伺ひします。

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 御質問の下請についてでございますが、市では下請人届というものを提出させており、下請比率とか金額等々を把握してございます。また、下請人届については、受注者から発注者に対して、許可番号とか下請代金額、下請施工の工事内容、また下請期間ということ等を提出させており、義務づけておるということでございます。

その中で、平成23年度の建築工事においては、契約件数13件において契約金額5億5,110万9,300円の中で、下請金額が4億4,157万5,350円ということでございます。ここにおいては、75%の下請率でございます。また、そこで市内業者への下請分においては、2億1,513万8,850円という中で52%ということでございます。市外分においては、1億9,643万6,500円ということで48%でございます。

平成24年度においては、契約件数14件という中で契約金額5億835万9,600円の中で、下請金額においては3億1,035万3,100円ということで66%でございます。そこで、市内業者への下請分においては2億3,511万7,400円で76%と、市外分においては7,523万5,700円で24%ということでございます。

（1番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） ただいまの部長答弁について、公共事業の地産地消の観点から、これだけ市外の業者にもこれだけの請負額が流れていっているということにつきまして、副市長より感想を伺いたいと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今は、建築工事につきまして、いわゆる下請率の説明をさせていただきました。まさに、下請率がまず高いということが1点、それから若干改善されたとはいえ、23年から24年にかけても市外の業者への発注もあると。工種別に見ますと、屋根工事とか、そういったような関係の特殊工事的なものももちろんありますので、一概に言えない部分はあると思いますけれども、一方では非常に工事が少なくなってきた時期がありまして、いわゆる自社で職人とか、あるいは機械をそろえておくのは大変厳しい時代になってきたといったことが実態としてあるのかなと、そのために下請へ回さざるを得ないというような形があるのかなということを感じております。

（1番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 了解いたしました。それでは再度副市長にお伺いいたしますが、そうした下請をなるべく市の中にとどめるために、市益を得るために、工事請負の約款について、特に市内業者を優先とする旨の指導を付したような約款を盛り込む必要があるのではないかと思います。その件について所感をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） これも前々からいろいろところで御指摘を受けておるわけでございますけれども、工事請負約款につきましては、他市、あるいは岐阜県のようなものを参考にしながら郡上市もつくっておりまして、約款の中においてはそうした指摘事項はうたっておりません。

ただ、他市と同じように、特記仕様書においては、ただしこれは非常に郡上市内ということに固めるのは厳しい業種等々がありますので、今現在は岐阜県に本店を有するものからできるだけ選定するようにといううたい方をしております。

ところが、今ほどお話がございましたように、非常に工事件数、あるいは業務が減ってきている中では、お互いの下請、郡上市内でできる下請についてはできるだけ下請にやっていただく必要もあるということをおもっております。

件数的なものは別にいたしましても、いわゆる市内業者の下請、あるいはもともとの元請につきましてはできる限り市内の業者を選定しておりますので、下請につきましてもどういう形で下請の業者の方々をふやしていくかと、1つの考え方の中には、総合評価方式の中ではその点数を入れて優遇するといったようなことも考えられるかと思いますけれども、引き続き指名委員会等々で検

討をしていきたいということを思っております。

(1 番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 1 番 山川直保君。

○1 番(山川直保君) ありがとうございます。副市長から、まず前向きな方向の答弁をいただいたように感じます。ぜひ、今後ともそのようなことを検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問は、水の町郡上としての環境政策について、お伺いをいたしたいと思うわけですが、水の町といえば郡上、そして水の町とインターネットで検索をしてみますと、郡上は幾らでも出てきます。さらには、テレビとかマスコミ、その取材の中で郡上を映すときに、露出度の高さは絶えず水、もちろんおどりもお城も映すわけですが、特に郡上八幡を撮られたときには水の露出度が非常に高いということで、やはり画面で見ますとすばらしい風景、すばらしい風情を感じるわけなんです。

ですから、私はこの質問をさせていただくわけなんですけれども、やはり郡上には歴史文化が数ある中での観光資源の1つとして、特におどりや鮎もお城もアウトドアスポーツもたくさんある中で、郡上の清らかな水はとても重要な資源でありまして、本当に命の源であり、全国でも名高い清流長良川の最上流の町として、それらを代表するキーワードであるということは間違いないというふうに思っております。

そうしたことに伴いまして、数日前も湧くわく水サミットなどに行われたり、今月の終わりのほうにも大学の有名な方が見えまして、伝建のシンポと同時に、そうした水のことも多分その中でうたわれるでしょう。そんなことがありまして、郡上というものは、古来より白山文化とともに水の伝統というものを脈々と受け継いできた。こうした地域だということをまず初めに認識しておきたいと思います。

そうした中で、私も水のことを勉強しようと思って、郡上の水、いろんなことをインターネットで引いてみました。そうしましたら、田中室長がよく出てきまして、ちょっと紹介したいと思いますが、2001年9月21日、ちょうど12年ほど前になりますね。愛知県の淑徳大学の谷沢明研究室が郡上八幡を訪れまして、その当時、郡上八幡産業振興公社の経営企画本部長であられました田中義久氏から、八幡町の水辺の環境、そして歴史的景観保全について、また八幡町の地域づくりの経緯と現況について、話を聞かれたそうであります。ちょっと読んでみましょう。

当時、12年前の田中本部長の話で興味深かったことを、谷沢明研究室はネット上でこう記して見えます。御紹介いたしますと、田中本部長いわく、上水道が発達して、水と接する距離はわずか30センチになってしまった。その先が見えなくなったことで、我々は水の恵みへの恩恵を忘れてしまった。大切なのは水と触れ合うことで、水のありがたさを体で感じるのだというふうにコメントをしております。

さらに、田中氏は——ここにみえるんですけど、田中氏と言って済いません。田中氏は、歴史的水路は用水のふたをとることできれいになった。ふたをしたままだと、人間は水が汚れていても気にならない。ふたをとることにより、皆が水に関心を持つようになったという話が心に残ったと、谷沢研究室が記されております。

12年前のことですけれども、私もその記述を読む中で、特にふたをとることによりきれいになったという、この意味深い言葉に感心いたしましたし、また同氏の哲学的水への愛着に感動をいたしました次第であります。

そこで、質問です。12年前に大学研究室にコメントされた田中室長、お答えいただきたいんですけども、水の町郡上として広く知られている現在、市の認識として自負している点とは何なのか、お答えいただきたいと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ちょっと前のことを御披露いただきまして、本当に恐縮しております、お答えをするような心構えができておりませんが、水に関することにつきまして、まず1つは郡上全体でいきますと、これはやはり長良川でございます。柿田川、あるいは四万十川とともに、日本の三大清流の1つと言われているわけでありまして、長良川の源流部と上流部に位置しているということが、まず極めて大きな地理的条件としてあるということでございます。

同時に、幾多の河川を育む豊かな緑と、それから美しい水辺景観、そういうものを我々は常に抱かれながら、そしておいしい飲み水をいただき、そして市内の河川は日本一の鮎とあまごを育てて、農業に不可欠なかんがい用水を広く濃尾平野まで行き渡していると、こういうことでありますから、まず我々は大きな水の恵みをいただき、そして同時にそれは水を守る1つの我々としての責務、使命というものを一方ではしょい込んでおるということを自覚しなくてはいけないというふうに考えております。

それから、とりわけ八幡のことを今お話いただきましたが、藩制時代から町の中に張りめぐられました水路網やさまざまな水利用の現場、場面を生かした水の町づくりというものは、郡上八幡としては水とおどりと心のふるさとということで、おどりよりももう一つ前に持ってきてまして、素肌美人といいますか、厚化粧するのではなくて、素直な郡上の八幡のよさをということでの水の町づくりを30年来進めてきたわけでございます。

それは、水に親しみ、まさに水に触れ、そして水に監視することによって水を守るという認識が生まれるというふうな、そういうものを下水道整備ができるまでにつくろうと、こうして考えて取り組んできたことでございました。

結果としましては、環境保全、あるいは景観形成、それからさらには宗祇水を初め文化振興というところまでつながってきたわけでございまして、今日の多くの観光客が訪れる水とおどりの城下

町郡上八幡というものをつくってきた。その一角を担ってきた。非常に基礎的な大事な水の取り組みであったのではなかろうかと思います。

さらに、これを推進、発展させるためには、非常に大事なことでありますので、災害対策とか基盤整備はもとより、環境を守るための我々の使命をはっきり自覚して取り組んでいくことが大事だというふうにして認識をしております。

(1 番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 1 番 山川直保君。

○1 番(山川直保君) それでは、再質問させていただきますが、そうした環境のまちづくりを八幡町を初め郡上市はしてきたわけなんですけれども、わかればいいんですけれども、市内の河川は別といたしまして、特に家庭排水が直に流れ込む市内水路の水質についての調査などはされたことがあるかどうかをお伺いしたいし、あわせて、水路の中でも特に観光地における市街水路というものは見た目の景観整備にとどまることなく、水路の水質のさらなる向上を目指していくことが水の町郡上としての重要な取り組みと考えるわけなんですけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

○副議長(武藤忠樹君) 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) お答えさせていただきます。

町なかの水路でございますが、水路のほうについての水質検査というのは現在行っておりません。

(1 番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 山川直保君。

○1 番(山川直保君) 後段のお答えをいただきませんでしたけれども、そのまま進めてまいります。

水路の水質調査は、私はしたほうがいいということを申し上げておきます。

2 点目に伺いますけれども、2 点目に伺おうとしました現在の市全体の各町の下水道整備率と、また接続率につきまして、昨日の環境水道部長から委員会への資料といたしまして、議員全員にも配付されたところがございますけれども、議事録に残すためにも、いま一度、お答えをいただきたいと思います。現在の市全体の各町の下水道整備率及び接続率をお伺いいたします。

○副議長(武藤忠樹君) 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) お答えいたします。

市全体の整備率でございますが、94.93%、接続率でございますが、78.65%でございます。

それから、各町の整備率、接続率でございますが、八幡地域、整備率89.99%、接続率69.49%、大和地域、整備率94.54%、接続率93.38%、白鳥地域、整備率99.97%、接続率76.49%、高鷲地域、

整備率98.68%、接続率93.09%、美並地域、整備率99.61%、接続率66.62%、明宝地域、整備率81.53%、接続率93.35%、和良地域、整備率98.71%、接続率94.61%でございます。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） ただいまの答弁に対して私の私見を述べながら、質問させていただきます。

昨日の委員会に提出された資料の数字をあえてふたをかぶせずに申し上げますけれども、今おっしゃったことのまた細部にわたっての数字を申し上げます。郡上全体の下水道接続率が78.65%にもかかわらず、施設の完成年度はたとえ新しくとも、現在の八幡町市街地の公共下水道の接続率は67.93%、また特環下水道は52.71%と、いずれも市全体の接続率平均よりも10%から25%低いことが現状なのであります。

市街地以外の立地条件などとは異なりまして、市街地はさまざまな接続困難な要因こそ多くありますけれども、それこそ市が強力に進めていくのが政策であり、政治の力であると思っております。

ちなみに、近隣の関市においては、都市計画区域内の公共特環下水道の接続率は96.9%、かなり高いです、100%近く。高山も88%ぐらいいっていますね、観光地はね。郡上は、そうした状況において水の町と言いつつ、しっかりとこれを進めていくことが肝要であるということを思うわけです。

そこで、今後、接続率向上をどういう施策をもって取り組まれていくのか、環境水道部長にお聞きします。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

現在の質問でございますが、まず1つ、近隣町村でございましたけれども、確かに高く、そういう形で私ども臨んでいるわけでございますが、関市さんにいたしましては、着工が岐阜県でも3番目か4番目に早いということで、昭和38年ぐらいから整備をしてみえるということで、郡上市と比べますと、25年から30年進んでいるということで、なかなかちょっと追いつけないというふうに思います。

今、御指摘の接続率の向上についてということでございますが、こちらのほうにつきまして、今までどういう形で取り組んだかということをやっと御説明して、お話ししたいと思います。

接続率の向上というのは、御指摘のとおり、経営健全化の観点ばかりでなく、下水道整備の目的といたしまして、公共用水域の水質改善の観点という形で非常に重要視しております。今まで、スムーズな接続実現のためにということで、事業の計画段階から住民説明を重視いたしまして、供用開始時などに下水道のしおりを使用いたしまして、住民説明に取り組んでまいりました。

また、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給の実施でございます。この制度は、処理区域として、公告されましてから3年以内を対象とするためのものでございます。

次に、登録指定店の登録手数料の無料化ですとか、申請用紙の配付などを行いまして、市民の方への工事費が少しでもかからないように努力してまいりました。

住民への啓発といたしまして、ケーブルテレビ、ホームページ等を活用いたした啓発、それから小学生などによります施設見学、接続依頼のチラシの配付、近々では9月の広報配付時に合わせまして、接続率がこのときは70%以下の処理区域の住民を対象といたしまして、加入チラシを配付させていただいております。配付枚数が5,262枚でございます。

他事業の効果といたしましては、近いところでは郡上市住宅リフォーム補助金の活用ということで、562件中110件と、約2割の接続がございました。

接続の低い処理区域につきましては、未接続の主な理由といたしましては、経済性ですとか、下水整備以前に設置した合併ですとか単独浄化槽の使用、それから後継者がいないなどの問題がいろいろございます。

完成年度の浅い処理区につきましては、今後、まだ増加が見込まれると思いますが、それ以外の区域を対象といたしまして、接続率の低い公共下水道エリアの重点的な接続促進といたしまして、アンケート調査ですとか、戸別訪問の検討を行ってまいりたいと思います。

それから、下水道に対する理解を深めるための取り組みといたしまして、啓発ですとか、または既存の住宅改築支援策等を活用した接続促進を引き続き行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 1 番 山川直保君。

○1 番(山川直保君) そうした接続率向上に向けての経緯を今御説明いただきました。特に、啓蒙啓発、そしてハード的には利子補給制度といったようなことがあるようにですけども、そのことは私も理解しておりますが、ここで再質問と提案をいたしたいわけなんですけれども、要は下水道の接続、着工が遅かったところも早かったところも、今、郡上は1つですから、1つの政策として接続率の向上をしていくことを考えなければならないということが大前提にあると思います。

そうした中で、1つの案ですけども、下水道接続を確実な条件とする場合の建物の改築工事費の相当額を、郡上市の商品券をもって工事代金に充てるような仕組みはとれないかということ 생각합니다。

そういう制度を設けたとしますと、もちろん工事費の上限額というものは設けるものの、設定のポイントといたしましては、市の商品券の購入金額に対して、市が20%とか30%とか、かなり高額な割引をするといったような制度を設けてはどうかということを考えております。

単に、下水道の政策１つとして、下水道にしたらこれだけとか、今の空き家対策の改造もありますけれども、そうした補助をつけるのではなく、商品券を使うことによって、市内の商工業の活性化と内需の拡大、そしてまたあわせて環境の向上と、そしてこれをもう一つ考えておりましたら、空き家対策にもつながるんじゃないかなということを考えてみました。

なぜ、空き家対策にもつながるかといいますと、今、空き家対策がなぜ進んでいかないのかといいますと、いろんな理由もございますけれども、その中の１つのこういう理由もあるなと思った理由は、例えば借りたい側が店舗にして利用したい場合であっても、住宅として利用したい場合でも、みずからが下水の設備を投資するということについては、自分の資産にならないから、なかなか手がかかりにくいという要因もありますね。そして、逆に空き家の所有者からしてみれば、使ってもいない建物なんですけれども、自分が実費で100%近く投資して、そして本当に借りてもらえるかどうかわからないものに投資をするといった余裕もないのかもしれない。

しかしながら、そういう方々が高い補助率で、こういう下水のことだけをしていただければ、これは若い人たちが空き家に入ってチャレンジしてみようとか、そういうことにもつながって、この問題も少しずつは解けていけるんじゃないかなということを思っております。

そして、この政策の大原則といたしましては、やはり貸したい人、借りたい人、その需給バランスがとれる補助政策を行政が打つことが非常に大事だということを思うわけなんです。

こうした政策を打ち出すことには、幾つかのハードルもあります。例えば、既に下水道へつながっている市民の方々からしてみれば、大きな補助金が私のときにはなかったけれども、今はどうしてだ、不公平だろうという方もみえるでしょうし、ほかに下水道につなぐと、水道水を例えば表の道や花壇や水打ちのために使ったのではもったいないというような気持ちもあるかもしれません。

しかし、下水道の接続率を向上させることは、長良川最上流の町である郡上市としての責務、そして郡上を水の町としてうたう最低条件であるとして考えて、これを政策的に市長なら僕はできると思う。

郡上市が５年間で90%にしよう、そして５年以内にこのことをやるぞという大きな花火を——花火でなくてもいいや、大きな公言、約束のようなことを市長が発することによって、このニュースは下流域の自治体や、そして漁協、または伊勢湾岸の自治体にも届き、自然環境に係る大きなうねりができて、波及効果ができていって、そうしてこそ郡上を大好きな人たちにとっても、また郡上を訪れたいと思う観光客の方々にとっても、郡上ブランドというものが高く評価されていくことは間違いないと私は思います。

市長、公約的にでも実行していただけたらと思いますが、所見をお伺いいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど平澤部長のほうから答弁をいたしましたように、この前行いました住宅リフォーム補助という補助でも、対象562件中110件というような形で、下水道の接続工事が行われたということでございますので、何らかの形で財政的支援はかなり有効であるというふうには思っております。

今回の御提言は、それにさらにそうした支援を商工会の発行する商品券で渡すということで、あるいはそれにさまざまな工夫を凝らすことで、さらに他の商工業の振興等もできるのではないかと。あわせて郡上のブランドイメージを上げるというようなこともおっしゃいました。大変検討に値する御提言かと思いますので、よく検討をさせていただきたいと思います。

（1 番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 再々質問と、もう一つの提案をさせていただきたいと思いますが、それはやってみえる方もみえますけれども、それでは水打ち運動というものを推進したらどうかということだと思います。それと同時に、水道料金の本格的な夏季期間の7月、8月における割引の制度を導入したらどうかということをお願いしたいと思います。

例えば、井戸であれば、料金がかかることがなく、表の道や庭や草木、そしてフラワーポットなどの水はある程度惜しまずにまくことができますけれども、しかし下水道につながって、それが水道料金にはね返るとしたら、そう簡単にはいかないと思うんですけれども、ですからこそ夏季の7月、8月にわたっては水道料金を大幅に例えば値下げして、20%ぐらいでも値下げして、市民の皆様に、市街地の方には特に表に水を打っていただく。

例えば、夕方のチャイムが鳴ったときに、みんなそれぞれでそういう水打ち推進運動をすると。そうすれば、ことしのような照り返しの熱いアスファルトが、まくと一時はむっときますけれども、それが立って行って、乾いたドライの状態が一番路面温度が低いと考えます。

そうすると、町全体を冷やすとともに、町のイメージアップにも貢献するし、そして盆踊りのシーズンになれば、これが本当に風情と快適さを与えてくれると。しかも、夜になれば、どこのエアコンもうなり合って全力で回転することもなくなる。非常にエコな環境にいい運動になるのではないかなということを思います。

私も、こんな空想、理想で物を言っておりますけれども、所見がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

大変環境に関してということで御提案をいただきましたが、まず1つ、下水道のほうの料金には

ね返るからということで、接続のしづらいのではないかなというようなお話があったと思いますが、従量制に今は移行しておりまして、外の散水栓でございますと、こちらは下水に入らないよということであれば、差し引きメーターをつけることができる。もちろん個人でございますので、余り使わないところにお金をかけられるのはどうかと思いますけれども、例えばたくさんまかれるところとか、そういう方のときには差し引くことができるということで、制度的にはなっております。

あと、水道料金を7月、8月に下げたらというような御提案でございましたけど、私どもの特別会計といたしましては、なかなかいたしかねるという形でございますので、よろしくお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 1 番 山川直保君。

○1 番(山川直保君) 理想と空想で言ったんですけど、これ確実に目に見えないものに返ってきますから、それは市のトータルとして考えていただきたいと思います。

次の質問です。昨日の決算委員会で申し上げましたが、下水道維持管理に係る今後の経費節減策をどのように取り組まれるかをお伺いしたいんですけど、昨日の内容と重なっても仕方がないので、ちょっと違う角度から伺いますが、将来の下水道維持管理経費削減のためには、まず私が思いますのには、接続人口の減少の推移を計画的に取り入れること、そしてその上で下水施設の統合を含めた合理性の追求を行うこと、それに尽きると思います、2 点に僕は。

例えば、合併前の町村エリアを超えた下水区域の設定をすとか、また農業集落排水と農業集落排水の統合とか、またあるいは農業集落排水と公共下水道の接続とか、管路系図というものをしっかりと処理場の能力を総合的に見直しまして、新たな整備をして、農水省から建設省、昔のね、その事業は縦割りですけれども、それをまたいだような政策がとれれば、その認可がとれれば、その努力をすれば、この経費というものは格段に下がり、しかし1 つありますね。

郡上市内の管理してくださっている業者、その方々の仕事のことも考えながら、理解をしてもらいながら進めていかなければならないと思いますが、これは将来的には必ず取り組まなければならない課題であるというふうに思いますが、環境部長、どのようにお考えか、所見を伺います。

○副議長(武藤忠樹君) 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) お答えいたします。

現在の御質問でございますが、まず処理施設でございますが、御存じのとおり、処理施設というのは処理能力、処理場区域内の流入人口と言っておりますが、そういうような形のものに基きまして、日最大汚水量という形で施設を設置しております。

施設統合でございますが、もちろんでございますけど、施設を改造していたのでは整備費が莫大に投じてしまうということで、これは全然論外と。私どもも、今おっしゃったように、補助金の適

正化、それから整備費、管理費を含めましてですけど、部内で検討を始めておるところでございます。

全てではございませんが、今おっしゃったように、1つは受け入れる、農集と農集というのは規模が小さくて、人口が今は確かに減ってきております。減った分で隣を取り入れるというのが原則になります。これがクリアしないことには、公共と言っていますが、旧建設省、国交省のほうへ農集のほうに取り組むのであっても、施設がだめだということで認可が取れない。

したがって、今言われたように、人口問題研究所の数値を使いましてですけど、現在、統合について検討をある程度進めております。場所についてはちょっとなんですけども、各地域、出しておりますけども、その中で、1番はまず人口が少なくならないと、周りの農集なんかは取り込めないという形で、今、計算をしておるんですが、1カ所ぐらいは別ですけど、全体的にはやはり32年から37年にかけてあたりがまずクリアができていくのではないかと。

それから、施設の大規模修繕、先ほどおっしゃったように、設置してから機械等の能力もございまして、その入れかえ時期とか、いろいろ考えますと、この時点あたりからが実際に検討していく形が必要でなかろうかということで、現在、まだ検討中でございますが、少しずつ検討を進めておるような状況でございます。

(1 番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 1 番 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 時間が少なくなってきたんですけども、進められるだけ進めます。

次の質問に移りますが、1 点目の質問は後ろへ回させていただきますと、2 点目の質問からいきます。

市長は、名古屋中国領事館総領事と公人として面会及び行事に係る交流等をされたと思いますが、その詳細について、日時、場所、メンバーを伺いたいと思います。また、その際、互いに意図する目的は何であったかをお伺いしたいと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、都合 3 回ございました。ことしに入りまして、3 月 12 日、これは張立国という中華人民共和国の駐名古屋総領事が、中部日本の華人企業家協会の会長を伴われて、合計 4 名でしたが、秘書等を入れまして、市長表敬ということで市役所にお越しになりました。それから、そのときには、市内の関係団体の代表の方との名刺交換があつて、郡上市内を視察されました。

それから、2 回目は、これはこちらから御招待状を送りましたが、7 月 13 日の郡上おどり発祥祭、このときには、これは総領事と同夫人、それからあとは秘書がついてきたということでございます。

それから、もう一度は、これはお見えになったわけですが、8月14日、郡上おどり、徹夜おどりのお盆の最中でしたが、総領事館の方といわゆる企業家協会の皆さん、合わせて31名の方がお越しになりました、夕食会というもので交流をしまして、御一緒に郡上おどりに出かけたということでございます。

以上です。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 双方、どのような目的であったかということでございますが、先方のほうでどのように思われたかはともかくとして、私どものほうといたしましては、中国を日本国内において代表する総領事さんが郡上を訪れたいということでございましたので、これは快くお迎えをしたということでお迎えをしたわけでございます。

また、もちろんお隣の国と仲よくするということ、そしてまた総領事というのは日本国内におられる中国人の方をお世話しておられるわけでございますので、お聞きをいたしますと、東海6県には約10万人の中国人の方が住んだり働いていらっしゃる、こうした方々に郡上に対していい印象を持っていただき、交流をすることは私ども郡上の市益にもかなうというふうに思い、お会いをいたしたところでございます。

（1番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 私は正直申し上げまして、いろんな詮索をしております、申しわけございませんでした。といいますのも、こうして中国の共産党トップの幹部がこうして公式に訪れる、そして今、昇流道という、あれはまさしく中国語のそうした売り出しというものの、プロジェクトというものを観光連盟もやっておる。その中で、中国の方との日中友好という、国際友好ということは非常に大切なことなんですけれども、やはり1つの商売としてとってみますと、今までの観光関係から聞いたお話もありますけれども、中国エージェントの信頼性が著しく乏しいとか、いろんなことも聞いたこともあるわけなんです。

今、郡上市の進む観光政策の1つとして、インバウンド政策でタイとかインドネシアなどへも足を、出かけてちょっと行っておりますけれども、きょうはその話をよく聞いたかったんですけど、お時間がないのであれなんですけれども、そうした郡上市の市民にとって有益であることはしなければならぬけれども、しっかりと軸足がどちらについているか、まだまだ郡上市というものは観光客誘致に関しましても内需というものをもっと大切にして、客の足の出が高どまりしたわけではない。マックスにきたわけではない。まだまだ伸ばせると私は思っております。

そういう関係から、そのあたりを透明性を持たせた形でのおつき合いと、双方が発展するように、リーダーとしてのおつき合いをしていただきたいということを思います。

商工観光部長、時間がある限り、一言お願いしたいと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 今、お話しインバウンド、訪日促進事業といいますか、インバウンドと言っていますが、それについては先ほどお話がございましたように、こればかりを今やっておるわけじゃございません。事業費ベースで言いますと、9割方は国内観光ということで、商工観光部、郡上市としては取り組んでおります。そのうちの一部を訪日促進観光に充てておるという状況でございます。

なお、我々といいますか、全国の考え方でございますが、大陸の13億の人たちというものは大きな消費市場であるというふうに考えておりますし、国のほうも5大市場というような言い方をしておるうちに、中国を初め中華圏、あるいは東南アジアの方々は大きな市場であるということは考えております。

また、日本全体の人口も減少する中で、国際的にセールスをするということは、郡上市にとっても今後のテーマであるというふうにして考えております。

以上でございます。

（1 番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） よく考えて、推進してください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で、山川直保君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。

（午後 2時22分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告に従いましてさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

消費税引き上げに伴う市の方針がどのようなものであるかということについてお尋ねをいたします。

昨年夏、消費税引き上げを柱とする社会保障と税の一体改革に関する法案が、当時の政権党であ

ります民主党、野党でありました自民党、公明党の3党が合意をして採択されました。法律では消費税を、平成26年、来年の4月には8%に、27年、再来年10月には10%に引き上げるということです。現時点では引き上げが決定いたしておりませんのであれですけれども。去る12日の新聞報道によりますと、安倍晋三首相は予定どおり来年4月から消費税5%を8%に引き上げる方針を固めたようであります。

私たちの国は、御存じのように、近年、少子高齢化社会の進展で社会保障関係費が毎年1兆円を超える規模でふえ続けると見込まれておりますので、ますます膨れ上がる社会保障関係の財政支出に対応するための将来をしっかりと見据えた勇気ある判断であると理解をいたしております。

そこで、消費税の引き上げを想定した質問をさせていただくわけですが、まず1点目は、消費税が来年、平成26年4月に8%、再来年、27年10月に10%引き上げるとしますと、地方消費税交付金や地方交付税などの歳入の面、そして物品購入の物件費や委託料などを市は払っておるわけでありましたが、そうした課税対象経費の歳出に大きな影響が発生すると推察いたしておりますけれども、消費税引き上げによる郡上市財政の変動をどのように試算されておるのかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 消費税引き上げに伴う市財政の影響というように捉えさせていただきます。まず、今報道の中では、今議員言われましたように、10月上旬に最終的な判断を行うというような報道もなされてございます。その中で、市の財政への影響については、昨年の12月にお示しました郡上市財政中期試算において、法案どおり消費税が、税率が引き上げられた場合における影響を考慮して試算してございます。今現状の消費税においては5%という中で、5%の国税の消費税としては4%と、また都道府県税となる地方消費税でございますが、これは1%というものでございます。その地方消費税分の2分の1が人口や事業所統計、従業者数の割合によって、地方消費税交付金として県から市町村に配分されるというようなものでございます。

さて、この5%が8%になった場合ということでございます。そこで、8%になった場合においては1.7%になると、また10%では2.2%に引き上げられるという形でございます。ここで試算をしますと、24年の交付決定額4.3億円をベースにいたしまして増率分を加算、またそれと消費の落ち込み等々がございますので、それを加味した中でしますと、26年度には2.4億円、また27年度には3.3億円と、また28年度以降は4.1億円の増収を見込んでおるという状況でございます。

また、普通交付税においては、現行で申しますと、国税の4%のうち1.18%が地方交付税としての財源として地方に配分されているというような状況でございます。これが消費税8%になった場合においては1.4%、また10%になった場合は1.52%が地方に交付されることになっております。これにおいても24年の交付ベースとして試算しますと、27年度には0.5億円、また28年度には0.7億

円、29年度には0.8億円の増を見込んでおるということでございます。

今言われる、一方、歳出面において、ここにおいては物件費とか普通建設事業費等々においては消費税の増税による影響はあるというふうに考えてございます。ただ、この郡上市の財政中期試算においては枠予算という捉え方をしておるという状況でございます。今後においても予算編成に当たっては、そういう経常経費の削減とか、また歳出額を抑制しつつも、最大限の効果が発揮されるような取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいま服部総務部長の答弁によりますと、昨年暮れに配付されました郡上市財政中期計画にもうたってありますけれども、地方消費税交付金については8%になる来年度は6億7,000万円、24年の実績の4億3,000万円と比べると2億4,000万円ほど増収見込みがありますし、10%になると8億4,000万円との試算であるようであります。

普通交付税におきましても、今説明があったように、政府が試算しているような配分で郡上市も増収が予想されるということでもあります。ただ、普通交付税については来年度から合併の算定がえ特例期間がことしで終わるということで、交付税自体が減額に向かっていくということから、物件費などの課税対象の歳出は消費税の上がる部分にもあわせて縮減していかなければならないというようなことも予想をしております。

次に、私たちの市民生活への消費税の引き上げがどのような影響があるかということについてお尋ねをいたします。

郡上市では、私たちが安全で安心して快適な生活が送れるようにということで、各種の行政サービスが提供されております。そうしたサービスは決して消費税と無関係ではないことであって、消費税率がアップすることでサービスにかかわる諸経費は上昇し、その原価に影響があらわれてくるというのは当然のことです。そうしますと、消費税が引き上げられるという場合、上下水道の使用料であるとか、スポーツや文化活動の施設使用料、各種証明書などの発行手数料、そして子どもたちの給食費など、市民が現在負担している金額は引き上げに伴って改定をされるのでしょうか。私たちの市民生活に直結している行政サービスの料金と消費税引き上げの関係について、どのような方針を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今の御質問において、使用料等々において消費税引き上げの場合に引き上げられるのかというようなことでございます。ここにおいて、このことにつきましては、平成25年の8月1日付で物価担当審議官会議の申し合わせ事項というような形で、消費税率引き上げに伴

う公共料金等の改定についての取り扱いが消費者庁から公表されてございます。5項目ほどございますが、2項目ほど御紹介をさせていただきます。

まず1項目において、消費税率の引き上げに伴い公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱うことと。

まず2項目においては、消費税率引き上げに伴う税負担の転嫁とあわせ、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処すると。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体または料金体系全体として税負担の転嫁に係る改定分とそれ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努めるということがございます。

そこで、市として、使用料、特に使用料等においては税負担分について原則転嫁することとする。その中で、今議員も言われましたように、手数料等においては非課税科目であるという中でございますが、紙代とかトナー、いろいろな経費については消費税が転嫁されているものであるというこのような案件については、今後転嫁される額を試算し、個々に検討をしていきたいというふうに考えてございます。

さらに、その上、少額の転嫁となる場合においては据え置き、もしくは10%になった段階で判断するなど、利用者等に十分な理解が得られるような形で考えていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 今の総務部長の答弁を要約しますと、政府の通達では消費税の対象となる公共サービスについては消費税の引き上げ分は原則として転嫁することが基本方針であるけれども、郡上市としては市民生活への影響を考慮して慎重な判断をしたい。特に10%の段階で、そうした判断は持ち越されるというか、そういうことも方針であるというようなことで受けとめさせていただいてよろしいですか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 消費税の転嫁の問題ですが、郡上市がサービスとか財物の提供者になって、それで消費税がかけられるものと、それからそういう消費税の課税の非対象になるサービスと2通りございます。一般会計等で提供するサービス等については非課税であり、そして特別会計で、例えば上水道の料金であるとか下水道の料金であるかというものは、これを郡上市がサービスの提供者として、納税義務者として、今度8%になる10%になるということになるときには、真の負担者である消費者からお預かりをして、それを直接、税を納めなければいけませんので、基本的にはそ

うといういわゆる課税対象になるサービスを提供する場合には、８％であれ10％であれ、それを転嫁をするというのが基本でございます。

それに対して非課税のサービス、一般会計でやっている例えば戸籍の証明手数料であるとかいろんなそういう手数料については、その事務をこなす原価のコストの中で紙代がかかったり、いろんな形でそのサービスを提供するについて、そのもとの原価のほうで消費税が引き上げられるというものがございまして、そういうものについては、そういうことを加味して手数料を引き上げるかどうかということについては、今御指摘のような、仮にこれが余りにも少額であるような場合には10％引き上げ時に送るかもしれないし、あるいはそういったことが著しく原価の引き上げというものが多ければ、それは反映をさせていただくという、個々のケースに応じて慎重に検討させていただきたいと、こういう趣旨でございます。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 早速に市長に御答弁いただきましてありがとうございました。後ほどまたそのことはお尋ねをいたします。

次に、今市長も言われましたけれども、価格転嫁といいますか、消費税の仕組みについてもちょっと触れておきたいと思います。消費税と事業者の関係であります。

そのことについては日本商工会議所が発行しているこういった冊子があるわけでありましてけれども、ここに価格転嫁のことが商工会議所としてこう考えておるということで載っておりますので、ちょっと要約して読み上げますと、消費税は製造、卸、小売などの各取引の段階で課税されますが、価格に転嫁されて最終的に消費者が負担します。一方、実際には各取引の段階で取引先との力関係などさまざまな理由で消費税の転嫁ができないことがあります。納税義務者は事業者であるため、転嫁できなかった分は事業者の負担となり、経営に大きな影響を及ぼすと冊子には書いてあります。

事業者にとって消費税は仕入れや利益に含まれるものではなく、納税するまでは預かっておかねければならない。先ほど市長も言われましたけれども、特に下水道料金なんかは事業所として払うものであるから、納税するまでは預かっておくような交付金扱いで考えなければならないということだというふうに思います。そのためには各種の取引が行われるたびに順調に上乗せされて、最終的に消費者の負担になることが肝要なことであると思います。

一昨年の8月から9月にかけて、全国の商工会連合会などが共同で実施した中小企業における消費税実態調査では、規模の小さい事業者ほど立場が弱く、販売価格に消費税を転嫁できないという結果が出ておりますし、そうした事業者は、私どももそうですけれども、消費税率が引き上げられると、さらに転嫁ができないというふうに考えております。消費税の引き上げが決定すると、一段と事業者の価格転嫁問題がクローズアップされてくるものと考えます。そこで、郡上市としては商

工会などと連携した価格転嫁対策の相談体制などの必要があると考えますけれども、どのような対策と方針であるのかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま議員のほうからお話がありました中小企業における消費税の転嫁に係る実態調査というものでございますが、平成23年度に中小企業4団体といわれます日本商工会議所でありますとか、それから全国商工会連合会、それから中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、この4団体が会員の1万数千件の中でアンケートを出して調査をしたものという発表がされております。その回答につきましては、81.9%を回収いたしました。売上高5,000万円以下の6割以上の事業者が販売価格に価格転嫁できないと思うと回答されておるということが発表をされております。

ここで、消費税の転嫁と申しますのは、先ほど議員が言われましたように、事業者が原価に費用、それから適正な利益、それから消費税を上乗せして価格設定を行うというのが消費税の転嫁というものであります。ここで、今お話しがありましたように、中小零細企業を中心にして、十分に費用、利益、消費税などが上乗せできないのではないかとということで大変懸念の声が上がっているということであろうかと思えます。

そこで、商工会につきましては、現在商工会員に対しまして消費税率3%を上乗せと単純な話ではなくて、経理の見直しでありますとか、まずは原価計算をもう一回見直すとか、あるいは原材料の仕入れ方法を見直すとか、それから製造方法を改善してみるとかといったような商品の見直しを含めて、経営改善によって製品、それからサービス単価の見直しを行った上で消費税転嫁の対策をということで指導をされておるという状況であります。

具体的な主な事業について申し上げますと、消費税転嫁対策相談窓口を4月から開始をされております。これは相談は無料ということでございます。それから、経営指導員による巡回指導、これも4月から開始をされております。それから、専門家の派遣、これはお話を承りますと、6月から8月までに8件の申し込みがあって、専門家を派遣しておるというお話してございました。それから、あとは価格転嫁についての説明書、チラシを説明時に配付をしておるという状況でございます。それから、県の団体でございますが、岐阜県産業人材育成連絡推進協議会という県あるいは商工会などが加盟しておる団体が、中小企業経営者を対象に対策セミナーというものを開催しておるといふものでございます。

今御質問の郡上市の対応ということでございますが、平成25年の10月1日に施行が予定されております「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」と非常に長い法律名でございますが、略称で「消費税転嫁対策特別措置法」という法律がございまして、その中で、地方公共団体の長はこの法律の規定に違反する行為、阻害する行

為があると疑うに足る事実があったときは主務大臣等に対しその事実を通知しなさいと言っております。これを受けまして、岐阜県から9月2日付で各市町村税務課長宛てで協力要請がございました。

その協力要請の内容につきましては、主に3点でございまして、1つは、転嫁に関する情報受付窓口、相談窓口を各市町村で設けてくださいと。それから、2つ目が、関係省庁等との連携のための情報通知窓口を設置してくださいと。この情報窓口といいますのは、大変関係省庁が多岐にわたっておりまして、公正取引委員会あるいは消費者庁あるいは中小企業庁、あとは総務省とか財務省とか多岐にわたっておりますものですから、各市で1つの窓口をつくって関係省庁へ知らせよという情報の通知窓口を設けてくださいというものが2点目です。それから、3点目は、市民の理解を得るためにパンフレットの配布や周知、説明会の開催に対して協力をしてほしいという3点が岐阜県の税務担当部局のほうから参っておるところでございます。

先ほど相談窓口というふうにして申し上げましたが、じゃあ、どんな相談が来るのかというのは、県のほうで今例示をされておることがございます。まずは消費税の転嫁拒否等の行為の相談、これは買ったきでありますとか、こんだけまけよとか、まけよはいいのですが、消費税分はまけよとか、そういったことがあったら相談するということでございます。それから、もう一つは、消費税の転嫁を阻害する表示行為、例えば消費税還元セールと書いてええんやろうかとかそういったような相談。それから、消費税の表示に関するもの、今は総額表示であります、特例がございまして、現在の法律でいいますと、誤認されないための措置が明らかになっておれば外税でも、税込み価格の表示でなくてもいいよといったことがありますものですから、じゃあ、どういう表示したらええんかという相談。それから、消費税の転嫁表示の方法の決定に係る共同行為と申しまして、事業者団体が仲間でどういう表示にしたらええとか、転嫁の方法はどうやって決定するんやということは、特例的に、独禁法から特例として認められておりますので、そういったようなことをどうやってやったらええんやというような相談といったことが主なものやと思います。

今後の予定なのですが、この消費税率引き上げが決定をされましたら、まず商工会での対応といったしましては、現在の指導体制に加えて、消費税の価格の転嫁対策セミナーを今後実施をしたいと。それから、10月1日の商工会の会報でも記事をお知らせをしたいと。これは主に経過措置についてのお知らせということをお願いしております。それから、国からPR活動を、商工会を通じて行うということも聞いております。それから、郡上市の予定でございしますが、先ほどの相談窓口の設置ということになろうかと思ひますし、さらには商工会とタイアップをしながら商工業者にケーブルテレビなどを利用して相談窓口あるいはセミナーなどの開催をお知らせしていきたいという方針を持っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 郡上市としても、今部長が言われましたように、転嫁対策特別措置法、そうした法律を活用しながら、特に弱い立場の課税事業者のそうした立場に立って、各転嫁問題への十分な対応がなされるようにひとつ要望をしておきます。

市長にお尋ねをいたします。今回の消費税の引き上げの趣旨は、国と地方を通じた社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目標とするためと言われております。今回の消費税の引き上げに伴って、市民生活への影響をどのように考えておられるのか。そして、消費税引き上げ後の予算編成に当たっては、消費税の増収分、その増収分を歳出面でどのように反映させる方針でおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 2点の御質問でございますが、まず消費税が引き上げられた場合に、私たち国民の家計にどのような影響を及ぼすかということでございますが。これは私ども市のほうで独自の推計をしておりませんので、昨年はまだ民主党政権時代の野田内閣のときに、この消費税の引き上げを決定するときに政府より示されたデータで御紹介をいたしますと、例えば40歳以上の夫と専業主婦、それから小学生の子どもさんが2人いるという親子4人で、年収が500万円ぐらいの年収のある御家庭ですと、10%、8%ではございません、10%にまで引き上げられたときは、年間の消費税の負担額が11.5万円増になるという試算が出ております。あるいは、例えば75歳以上の高齢者夫婦で公的年金収入が240万円の方は、そういう御夫婦の場合には1年間の消費税の増加額が7.4万円ぐらいになるということでございます。これはただ消費税だけについての一応増加負担額ということでございまして、その他いろんな策が講じられたときには、例えばまた家計全体に及ぼす影響というのはまた別の試算もあるようでございますが、とりあえずそのような御紹介をさせていただきたいと思います。

そこで、この消費税が引き上げられた場合には、先ほど総務部長が説明をいたしましたように、郡上市に対しても、まず地方消費税の譲与交付金といいますか、そちらのほうで一定の増収があり、多少地方交付税のほうでもあるということでございますが、今回のこの消費税の引き上げに対しまして、法律上は今回の引き上げ分については、国においてもいわゆる介護、医療、年金、子育てというこの4分野の施策に充てるということでございまして、地方の消費税の引き上げ分についても国と同じように介護、年金、医療、子育て。この4分野の施策に充てなさいというふうに地方税法上も明記をされました。したがって、今度の引き上げ分については、そういう一定の分野にその財源を充当しなければいけないということになるわけですが。

郡上市において、そういう例えば法律で明記された4分野の福祉、医療等の施策をこれまで郡上市全体としてどれくらいやっているかということを決算統計で見ますと、例えば平成20年度は、そ

うした医療、介護、子育て、年金はもう事務費だけでございますが、そういうものだけで全体の決算額で42億円ございます。その中から、国から来る負担金補助金とか、県からの負担金補助金等を引いた郡上市の一般財源の負担額が27億円ほどございます。21年度ですと、45億円分の総事業費に対して一般財源が30億円ございます。22年度ですと、52億円の総事業費に対して32億円。平成23年度ですと、55億円に対して34億円。平成24年度ですと、これらの4分野の事業が57億円実施をしております、そのうち市の一般財源が36億円使っているということでございますので、いわばこの4分野の福祉、医療とかの施策を行っていくための市の一般財源、これは税あるいは交付税等でございますが、そのための財源は非常に大きいものがございます。したがいまして、今回仮にそうした増収分をこの中へ全部入れたとしても、現在所要額の一般財源のうちのごく一部になるということだろうと思います。

したがいまして、この数字を見てみますと、過去の三、四年間を見ましても、毎年こうした分野の所要額が二、三億円ずつふえていく。そして、それに伴って一般財源もその程度ふえていくということでございますので、今回仮にこういう形で消費税が、増収分があっても、これを何か今までとは違う新規の施策に必ず充てるのだということはなかなか言えない。むしろ制度を安定的に維持存続させていくために、今までの施策にも、そうした経費が経年的に伸びていくものに対しては充当をしていくということになろうかと思います。いずれにしても、しかし、こうした今回はその増収分は、はっきりこうした4分野に充てなさいということを地方税法で法定をされましたので、確実にそういうものに充てていきたいというふうに思っております。

なお、今回の引き上げ分については、今までの分は都道府県で1%分とりまして、それを市町村に対しては人口と従業者割ということで、産業の就業者ですね、従業者割を勘案して配分をされておりましたが、今度の引き上げ分は全て人口比で配分をするというふうになりました。これはもう福祉に使うのだから、それは一番人口に比例するだろうということで、人口で案分基準ということが決められておるところでございますが。いずれにしろ、そういう形で配分される市町村向けの引き上げ分については、今申し上げましたような福祉の分野に充当をしていくことになるというふうに思います。できるだけ、しかし、これはそういう福祉の充実のために国民、住民がみんなで我慢して税を負担していこうという制度でありますので、十分御理解がいただけるような御説明をしていく必要はあるというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 今市長の答弁によりますと、今回の消費税の引き上げ分、特に地方においては地方単独事業にも、今の例えば医療でも介護でも消費者対策というのについても、そのように向けるというようなことが消費税引き上げの趣旨でありますけれども、既に、今言いましたように、

市長が言われましたが、地方単独の事業において既にそうした財政を使っておるので、増収分は今までどおりのそうした事業に充てていくのだというようなお考えかなというようにも思いますけれども。

ただ、この消費税が引き上げられることの影響を考えると、例えば病院の経営であります、診療報酬は今回見直されておきませんので、今の段階では消費税引き上げ分が病院の経費として膨れ上がってくるのではないかなというように思います。そうしますと、病院の経営にも影響が出てくるということも予想されますので、そうした今回の消費税引き上げの趣旨というものを、例えば拡大解釈をすとなれば、病院経営においても診療報酬が見直されるまでのこの消費税の引き上げ分については、やはりこの一般会計から補填をしていくのだというようなことも一つの方法かと思ひますし、給食費が、先ほど市長が言われたように、これは消費税がかかるのかからないのか、その給食費自体に、あれですけれども、給食費の賄い材料費というのは確かに上がるわけですから、その上がった分、特に10%ということになると、今より消費税が賄い費の倍になるということです。そうしますと、保護者にその引き上げ分だけ転嫁、給食費の値上げをお願いするのかということになりますけれども、そこは、繰り返しますが、今回の消費税の引き上げの趣旨というのが少子化対策ということにも向けるのだということであるならば、拡大解釈で給食費は据え置くというのも一つの方法であろうかというように思いますけれども、仮定の話をしてても何ですが、そういうようなことについては市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 既に現在でも、例えば病院の会計を助けるために市から約5億円ほどの一般会計からの支出をしているわけでごさいます、これも立派なそういう福祉、医療に関する財源負担であります。今の学校給食の問題も、当然、学校給食サービスそのものに消費税がかかるサービスということではありませんけれども、その賄いのための食材を購入するためには当然そういう税の引き上げというものが影響されてくるというふうに思ひます。それをどのように吸収するのかしないのか。あるいは、そういう吸収分が、その消費税の引き上げ分の一定部分はそういう形で引き上げるかわりに吸収しましたよという御説明をするのか。この辺はいろいろと、これから予算編成等の中で議論をする中でいろいろと検討をさせていただきたいと思ひます。ここでそうするというふうにはちょっとお答えできませんが、そういった種々のものを検討しながら、全体として、やはり今回の引き上げは制度のやっぱり存続という、サステナビリティという問題と、それから、もちろんそれだけ引き上げるのだから負担者からしてみれば少しは充実するだろうという期待もあるかもしれませんが、そういうものをいろいろと総合的に勘案しながら判断していくべきことと思ひております。

（12番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 消費税が所得税や住民税などの税と違うのは、これはもう皆さん御存じですけれども、裕福な人もそうでない人も毎日の消費生活の中で、消費税率が同じですので、税金は払わなければならないという、これは消費税の一面であります。ですから、消費税率が高くなれば高くなるほど、低所得者という言い方がどうかと思いますけれども、そうした方々の生活は苦しくなるわけで、国でもそうしたことを少しでも緩和しようというような考え方から、所得の低い人には現金を支給する簡素な給付措置の実施ということも検討されているようなことであります。

ですから、市長、今検討するとおっしゃいましたけれども、ひとつ私もお願いしたいのは、消費税が引き上がると、先ほども500万円の収入の4人家族でこれくらいの、10%になると11.5万円の負担になるというようなお話がありましたけれども、せめてこうした公共料金といいますか、公共サービスにおいては増収分で吸収ができるところは極力吸収していただいて、市民の皆さんに片方では転嫁ができるようにというようなことをお願いしながら、おかしな物言いですけれども、市民生活においてはできる限り増収分でいつとき吸収する、補填するというような考え方も持ち合わせながら、新年度に向けての予算編成をお願いしておきたいなというふうに要望をしておきます。

教育長、済みません、また今回も一つ質問を用意しましたけれども次回に回させていただきます。失礼します。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をしたいと思います。先ほど山田忠平議員から特別警報の運用につきましては同じ質問がございましたけれども、最初からの予定どおり通告に従いまして質問いたしますので、答弁は重複する部分に関しては補足する部分があったらしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1番目の特別警報の運用開始につきまして、これ行政の責務としておりますが、受けとめ方として全体の中での考えでございますので、あとその細項目に対しましてお答えいただきたいと思います。

気象庁は、3・11の東北大震災で大津波警報を出したけれど、住民の迅速な避難につながらなかったことや、平成23年の台風12号による大雨災害時にも重大な災害への警戒を呼びかけたものの、関係市町村の適時、的確な避難勧告、指示の発令や住民みずからの迅速な避難行動に結びつかなかったことから、災害に対する気象庁の危機感を伝えるために特別警報を創設し、この8月30日から

運用を開始したところでございます。

基準は、十数年に一度の大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪という曖昧なものでございます。まず、そこら辺の質問をしようとしていたら、早速、先ほどの山田議員の話にもありましたけれども、日曜日に京都、滋賀、福井で発令されてしまいました。今、この検証が始まったところだと思えますが、京都市は27万人に避難指示を出して、避難されたのは2,400人程度。また、大阪市も30万人に避難勧告を出したのですが、避難者は800人であったと報道されました。京都市の避難率は0.8%、大阪市の0.2%だと思います。これは、特別警報前の避難指示に対する避難率が3.9%であったと記憶していますが、今回に関しては特別警報を設置した効果がなかったのではないかと思います。

今日、通告によるきょうの質問に当たり、気象庁の有識者会議で、先ほどもまた山田議員からの話がありましたけれども、防災気象情報の表現を改め、レベルに統一するということを決めたとのことでございますけれども、運用開始は'16年からということで、このまま質問をいたしたいと思えます。

第一に、緊急時の緊急無線の取り扱いですけれども、これはもうずっと以前より危惧していたところでございますが、なかなか正確に放送がなされなかったりしたことがあります。この教育をどのようにされておられるのか、またこれからされるのか、これをお伺いしたいと思います。

それから、地元地域との連携方法、これもやはりいざ災害が起きますと、それなりに情報が遮断されたりいろんな障がい起きるわけでございますけれども、それに対してどういうふうに対処をされていこうとされているのかお伺いします。

また、関連はありますけれども、郡上という広い地域の中で、通信の受発信、発信ばかりでなしに、その状況をどういうふうにしてつかんでいくかという体系をお伺いしたいと思います。

それから次に、洪水は特別警報の対象外でありますけれども、それによって油断ができないか。これもやはり今の基準というのは、出すところと、それからまちまちでございますので、住民が混乱をするということもありますし、これをいかに連携させて住民の命を守るかということをお伺いしたいと思います。

それから、気象庁がこの特別警報基準作成に当たって都道府県に話を持ったわけですが、都道府県が今度は関係市町村にどういう基準をしたらいいかという相談があったと思いますが、それに対して当市はどのように意見を出されたのかお伺いをしたいと思います。

それから、先ほども話しましたが、避難率が今当市の中で、避難率がどうのこうの言うわけではございませんけれども、全国的に避難率の低いのは、これは行政にも大きな責任があるんじゃないかと思っております。当然、自分の命は自分で守るということで、最終的には個人責任だとは思いますが、行政がいかにして地域住民の安全を守るかということに関しまして、避難

率を少しでも上げていくというのはどういう処置をしたりするおつもりなのかお聞きます。

それから、先ほども言いましたけれども、土砂災害の情報、これとの関連性はあるのか、あるいは住民が混乱しないのか、こういうことも含めて、ひとつお伺いしたいと思います。

それから最後に、避難勧告を出していないときに仮に特別警報が出た場合、どう対処するのか。

以上、一遍にお伺いしますけど、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、8点ほどの御質問をいただいたと思います。まずその中で、まず1点目において、緊急無線の取り扱いの教育でございます。これについては非常に、勤務時間外においては宿日直の対応となるということで、ふなれな点等の理由によってミスが起こる可能性がございます。そのために、操作マニュアルの整備や操作講習会を実施してまいりました。しかし、都合によって参加できない職員がおったり、多数の中での講習会のために問題があったかというふうに思っております。その中で、今回研修した中で、宿直者が宿直業務に入ったところで防災担当者による操作講習会を個別に実施していきたいということで、今現在その講習会を毎日実施しております状況でございます。このことによってミスをなくすという、確実に放送できるというようなことを考えていきたいというふうに思っております。

2点目の地元地域との連携方法についてということでございます。災害時においては、基本的には災害対策本部がございまして、7支部がございまして、そこで各消防の方面隊等々と協力して災害応急対応を実施していきます。そこで、被害状況に応じて、また現地対策本部等を設置して対策に当たっていきますので、よろしくお願いいたします。

また、3点目、広い地域での通信の受発信についてということでございます。ここでは固定電話とか携帯電話がございまして、行政防災無線、同報系統のアンサーつきの子局によって災害対策本部との通信は可能となります。また、確保されます。また、今年度整備しておる移動系の行政防災無線の移動局によって災害対策本部とまた各支部が1波統合した中で通信が可能となるということでございます。

4点目の洪水は特別警報の対象外であるが、油断が起きないかということでございます。まず、特別警報の中に洪水というのは、議員が言われたように、ございません。その中で、大雨の特別警報が発表されれば、当然郡上市では洪水の危険性も同じように高いということが考えられます。それで、郡上市においては河川の上流部というようなことで、大雨の警報の前に通常の洪水の警報が出るということは考えられないということでございます。そこで、大雨の警報発表または特別警報が発表されたときには、河川水位も十分警戒態勢をとっていかなければならないということでございます。そこで、河川水位については通常のモニターでの観測地のほかに、24年度に市単独の観測

所22カ所のうち15カ所においては量水標の設置を行っておるという状況でございます。

5点目の発表基準について市はどのような意見を出したかということでございます。このときに、50年に一度の確率で発表されるという特別警報でございます。そこで、具体的な基準を明示していただきたいということで、先ほど山田議員のときに回答させていただきましたが、具体的なあいまいな数字の明示をしていただきたいということを伝えてございます。

6点目の避難率が低いのは行政の責任と思うがということでございます。郡上市では、平成16年の10月の台風による災害時以来、避難勧告等を発令したケースはございません。避難がおくれて被災することのないように、これからも十分な啓発に努めていきたいというふうに考えてございます。

7点目の土砂災害との関連性ということでございます。土砂災害は、大雨によってもたらされるケースが多いと、非常に土砂災害と大雨というのは関連性があるということでございます。この土砂災害警報、土砂災害警戒情報は、特に土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また住民の自主避難の判断の参考になるよう、対象となる市町村を特定して、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報ということでございます。また、特別警報とは別の基準で発表されますので、特別警報とは前後するというようなこともございます。通常でいきますと、土砂災害警戒情報が先に出て、その後に特別警報になるかというふうに考えてございます。

8点目の避難勧告を出していないときに特別警報が出た場合はどう対応するのかということでございます。まず、先ほど言いましたように、特別警報が発表になる前に土砂災害警戒情報により避難勧告が出ているケースもございます。出していない場合は、ほとんどのケースで避難勧告または指示を発令することになると考えてございます。ただし、岐阜県内において、他の市町村が特別警報の発表レベルとなった場合、県内の警報が出ている地域全てが特別警報に切りかわるということでございます。その場合においては状況によって判断するように考えております。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。これ通して言えることだと思いますけれども、例えば先ほど山田議員に対する答弁の中で格子と言われたですかね、メッシュとも言いますがね。今までそれで、集中豪雨とか局地的な災害があったものですから、メッシュ、幅を狭くして、それで対応していたと。ところが、今回は特別警戒というのは大きな枠で含められると。だから、先ほどの話の中で、27万人の避難指示とか30万人の避難勧告といいましても、それは大枠でくくってしまっていて、その中に下手すると、今回なかったとは思いますが、夕立は馬の背を分けるような状態で、晴れておるけれども出たわいというようなところもあるやないかと思うのですが、そ

こら辺をもうちょっと詳しく説明願えたらあれですが。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今議員言われましたように、今回の特別警報においては5キロ格子、5キロメッシュという形で、それが今言われておるように、10と50、3時間と48時間によって、その中で決められてくるということでございます。それで、特に今回岐阜県内に警報が出ております。そこで、郡上市でなく、ほかのところで特別警報に値する雨量等々に達した場合、郡上市においても特別警報が出ると。まだ100ミリ近くであっても警報が出ておれば警報になるということで、非常に、今言われましたように、課題もあろうかと思います。

ただし、県内でそういう雨量が観測されておるということで、いざというときの態勢は整えておかなければならないという中で、その状況によっては避難勧告とか避難指示、それは状況によって判断していくと。その雨雲の流れからいろんなこともございます。その辺は今後の課題もございすけど、そういうような形で状況によって判断するというのが今の現状でございます。

（5 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。大体見えてはきたのですけれども、何せこれはなれんとうまいこといかなんだということでは済まん問題でございますので、もうとにかく重ねて重ねて、安心というのは事前準備に比例するという話を、けさ車の中でだったかな、テレビのアナウンサーが言っておったようなことがあるのですけれども、まさに重ねて重ねて、これでもかっていうぐらい用意周到しとってもまだこぼれるところがあってはなんというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

この間、防災の日に、私の知り合いがちょうど和良から、今の下呂市なのですが、金山町へ出たら、訓練のエリア無線が入ったそうなのです。訓練に使ったということ、そのような意味があると思うのですけれども。ただ、その金山町の中でも、あれはスマホだけやろ、私のやつは鳴らなんだぞといって話やったんです。これどうしてかなと思ってみたら、去年の8月以前の機種やったかな、セットをせんと緊急の通報が入らんということがあったので、逆に、下呂市は訓練でそれを使用したことによって、それに気がつく人があって、携帯にセットできるような状態になったという思いがあるのです。郡上市も、新しい機種は入るのですけれども、やはりセットしなきゃそれが入らないという人たちが、何もわからずにそれをまた持ってみえるというケースもあると思いますので、どこかのところで、それなりにそれを周知していただければ幸いかと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、1 番目の質問をこれで終わりにしますので、よろしくお願いいたします。

2 番目に、介護保険制度から要支援者の切り離しについてということで、1 丁目、サービスの低

下につながらないか。2つ目、自治体としてどう受けとめるのかということでお伺いしたいと思いますが。これとその後の問題は、これから、先ほどの上田議員の質問じゃないですけども、これから整備されることに対してのもしこうだったらどうするかという質問でございますので、答えにくいかと思いますが、よろしくお願いします。

政府は、社会保障制度改革の中で介護度の必要の低い要支援者のサービスを介護保険制度から切り離して、2015年度から段階的に独自事業とする改革案を示しております。その中では、市町村の裁量でサービス内容や利用者の負担割合などを決められるとあります。このことは財政力の差がサービスの地域差につながるおそれもあると考えますが、市はどのように捉えておられますか。もしなかったらということです。

また、サービスの低下を強いられた場合は介護度が上がることもあるのではないかと危惧しております。例えば、今までは要支援に対しての介護というのは要介護にならんようにリハビリを行ったりしていたわけですけども、サービスが低下することによって介護度が上がっていくんじゃないかっていう危惧を言っておるわけでございます。

これ、はっきり僕も記憶にないのですけれども、たしか東京都の杉並区の施設は介護度が下がるのと区が施設に対して報償を出しておるわけです。ただ、杉並区というのは特別な裕福な自治体でございまして、逆に、日本全国でいったら、とてもとてもそれどころではないわいという自治体のほうが多いと思いますが。今、愛知県などでは、前もってこの情報が出たときに、一番危惧しているのは利用者だとは思うのですけれども、事業者が例えば介護度の低いそういう人たちを預かっている施設というのは、大変これができることによって不安を覚えている、どういうふうに経営していたらいいのだろうという不安を覚えておられると思うのですが。まだ決まってはおりんのですけれども、一応どういうふうに捉えられるかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをさせていただきます。

御承知のように、本年の8月に報告された社会保障制度改革の国民会議の提言の中に次のような文言がございます。要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用し、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう受け皿を確保しながら、段階的に新たな事業に移行するという考え方でございます。このことは、議員御指摘のように、現在統一した基準で給付をしてございます要支援の1及び要支援の2の認定者に対するサービスを見直して、市町村が独自で手がける事業に移行するという考え方であろうかというふうに思っております。

そこで、郡上市における介護保険サービスの利用の状況でございますけれども、本年6月のサー

ビス利用実績を見ますと、要支援 1、それから要支援 2 の利用者が 393 人おみえになります。要介護 1 から要介護 5 の利用者は 1,589 人であり、要支援 1、2 の利用者の割合でございますけれども、約 20%ということになってございます。

あわせて、要支援者に対するサービス提供の内容でございますけれども、サービス計画の作成、いわゆるケアプランの作成が 397 人、通所介護、いわゆるデイサービスでございますけれども 183 人、それから福祉用具の貸与が 145 人、訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスでございますけれども 99 人。このほかのサービスも含めた利用件数でございますが、重複利用もございますので、合わせて 966 件ということになってございます。このように、多くの要支援の方々が各種のサービスを利用しておみえになるということで、今国のほうで検討が進んでおりますこの見直し案が実行されるということになりますと、本市における影響というものは少なからずあるというふうに考えてございます。

現在、国民会議の報告を受けまして、厚労省の社会保障審議会、保険給付分科会において、介護予防給付を地域支援事業に移行する案につきまして、地域支援事業の介護予防、そして日常生活支援総合事業、合わせて新しい総合事業に再編をするということ。27 年度からの第 6 期の介護保険計画から段階的に実施をしまして、第 7 期の平成 30 年から完全に移行するということ。また、現在実施をしてございます第一次予防と第二次予防の事業でございますが、この区分をなくして、地域の実情に即した運用を可能にする。こんなようなところが方針として現在示されております。

この案にございます新しい総合事業でございますけれども、市町村の実情に即して、より効果的、また効率的なサービスを提供をするというものでございまして、個人負担金であるとか介護報酬は市町村が独自で決められるということになりますので、自治体ごとのサービスの内容に差異が生じるという可能性も考えられます。

市といたしましては、介護保険制度の見直しによってサービスの低下を招くことのないように、今後、国における動向というものを注視しながら事業の内容について検討を進めてまいりたいと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問も一緒によろしいですか。

○議長（清水敏夫君） はい。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） それから、2 点目で、東京都の事例の紹介がございました。この事例は、議員お話しのように、介護度がいわゆる程度が低くなれば、それに応じて自治体のほうから奨励金を支払うという制度で、この 4 月から東京のある区で実施をされたというふうに聞き及んでございます。当然、この奨励金ということになりますと予算が伴うということもございまして、当面 2 年間の動向を見守っていききたいというような考え方もあるということで、この辺の動きにつきましては、本市としても注視をしてまいりたいということを思っております。

愛知県の中でのお話もございました。いわゆる事業者との連携策をどのようにとっていくかというところでございますけれども、今国において制度の見直しが進められておると、協議が進められておるといことでございますけれども、介護サービスを円滑かつ効率的に提供または維持していくためには、行政は当然のことでございますけれども、事業所との連携なくして語ることはできないということを思っております。

市では、介護サービスにかかわらず、地域の保健、福祉、また医療サービスやボランティア活動など、さまざまな社会資源が有機的に連携する環境を整えるために、医師や市内の事業所の介護職を初め、福祉や保健関係者、こういった方々の御理解もいただく中で、他職種が協働する地域包括ケアシステムというものの構築を今目指しております。

具体的には、昨年12月に開催をした研修会でございますけれども、126名の関係者がお集まりになられまして、多くの職種、多くの機関の連携によります切れ目のない支援のあり方について情報交換が行われまして、ことしに入ってから地域包括ネットワーク研究会というところを、いわゆるこういった名称の組織を立ち上げられまして、現在、世話人会において具体的な方策検討が進められております。

こういった取り組みにつきましては、介護にかかわるものが横軸で連携をするものでございまして、大きくさま変わりするであろうこの制度の受け皿となるというふうに考えてございます。行政はもとより、医療、介護、福祉、保健の関係者が一体となって、こういったシステムの構築に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(5 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。ここを検討されるに当たって、地域ごとの特色を出す。例えば、豪雪地帯は、今までは全国一律やったサービスの中ではできなかったこととして雪かきをしてやれるんじゃないかというような意見もあったのですが、雪かきをしてもらうことを思ったら、確かにいいかもしれないですけど、逆に、デメリットのほうが大きくて、それに何か言いわけがましいような話かなと思っておりました。

また、ボランティアやNPOにどんどん入っていただいて、そこでコストダウン、あるいは足りない部分を補っていくような形にしたらどうやっていう意見もあったそうなのですが、これに対しても、どこまでそれを熟知したボランティアとかNPOがあるのかということに対しても問題がある。そこで、今部長が言われた他職種の連携、これはそこに精通をされた方が入られるということで、その点はいいかなどと思っておりますけれども、何分、先ほどの消費税の話じゃないですけれども、この先というのは本当に一つ間違うと、どこもえらいような形になってしまうんじゃないかと思って危惧をしておりますので、先に先に情報をつかんで対処していただきたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

それでは、これも終了いたしまして、次に、国民健康保険の保険者の広域化ということについて御質問をいたします。

市町村から都道府県に移管する法案が出されようとしておるのですけれども、これを市がどう捉えておられるかということでお伺いしたいと思います。

岐阜県の42自治体の中で、23年度決算を見ると、保険税は高いほうから11番目、給付費は下から8番目でありますけれども、人口の多い市が郡上市より負担の高いところが幾つかあって、税負担を統一するということになると、果たして郡上市の税というのは下がるのか上がっていくのか、これも心配するところであります。また、収納率の悪い自治体に関してはペナルティーを課すというような話も出ておりますが、これに対してどう思われるか。あるいは、今まで行われてきた特定健診、これがそれにさわることはないのだろうかといろんな危惧をされるところですが、

これに対しましても、まだ先の話ですけれども、一応確実に決まってからでなしに、対処する考え方を持っておいたほうが健全じゃないかなと思ってお聞きしますが、私たちも規模は小さいのですけれども、郡上市が合併するときに国保税の平準化を経験したのですけれども、その中でも、すり合わせをいつごろするか、あるいは幾らにするか、そして基金をどういうふうに平準化するかということで、経験をした手前、これは難しい問題だなという思いも持っておりますので、ひとつ市の今の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

国保の広域化についての御質問ということでございます。まず、国のほうの状況でございますけれども、社会保障制度の国民会議で取りまとめられた報告の中で、社会保障の負担につきましては、これまでの年齢別から負担能力別に切りかえるということが提言をされております。高齢者を一律に弱者として捉えるものではなく、経済力の高い、経済力のある方についてはそれなりの負担を求めていくという考え方が今国のほうで示されております。

国民健康保険制度でございますけれども、この保険制度の運営を2017年度、平成の29年度を目途に市町村から都道府県に移すこととされております。現在、県それから市町村、それから国保連による研究会というものが立ち上がっておりまして、協議が進められておるところでございます。広域化のこの問題については、今後の国の動向を踏まえつつ対処すべき大きな課題であるということとして捉えているところでございます。

そこで、広域化された場合に保険税は上がるのか下がるのかという御質問でございますが、国保の運営が県に移管された場合に、保険者の機能を全て県に移すというのではなく、市町村と機能

を分け合うといえますか、すみ分けをするということとされております。主たる事務は県が行いまして、財政運営の責任を担うということになりますけれども、保険料を県内で一律にするということにつきましては、多くの保険者で保険料が上がる懸念であったり、医療費の多いことや少ないことを反映しない保険料の設定は公平性を欠くということ。県が収納すべき保険料を算出して、今の考え方でございますけれども、標準保険料額というものを定めまして、医療費や収納率の多少に応じて各市町村がそれぞれ保険料を決めて賦課する案が検討されるようでございます。

全国的には、都道府県内の市町村ごとの平均保険料または保険税でございますけれども、最大で3倍近い開きがございまして、これを一律にいたしますと年間で数万円の幅で上下する市町村が出るということから、同じ都道府県内においても市町村ごとに一定の保険料の違いを認める考え方が一つの案として今現在示されているところでございます。

そして、収納率の低い地域にペナルティーはあるのかという御質問でございますけれども、保険者を県に移管した場合、財政責任と保険料収入が分離することで市町村の収納意欲が弱まる可能性ということも指摘がされております。国民会議の報告書の中では、県が市町村に必要となる保険料を割り当てて拠出をさせる分賦金方式が今検討される見通しとなっております。この場合、市町村が県から要求された割り当て額を保険料で徴収できない場合でございますけれども、一般会計などから捻出してでも納付をさせるという可能性もございますので、そういった意味から考えますと、市町村にペナルティーが課せられるということも可能性としてはございます。しかし、現時点におきまして、分賦金方式または直接賦課方式にするか結論には至っておりませんので、今後、国や県の動向を注視しつつしていく必要性があらうと、そんなことを思っております。

もう1点、国保が広域化した場合に、特定健診との関係はどうかと、また基金はどのようなのかという御質問でございますけれども。県に移管された際に、財政運営などの主要な部分につきましては都道府県が行うということになりますけれども、保健事業については市町村が担うべきということにされておりますので、特定健診等の保健事業でございますけれども、これまで同様に市町村が実施することとなるということで、機能が低下する要因はないというふうに思っております。

また、国保の基金につきましては、今回の報告の中では何ら触れられておりませんので、今後、国や県との協議の中で一つの方角性が示されるものというふうに思われます。

郡上市は、保険者の県への移行の時期にかかわらず、特定健診を主とする保健事業に対しましては、市民の健康増進のため努力してまいりたいというふうに思っておりますし、基金の取り扱いにつきましても適正かつ有効な活用について検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(5 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。何分にも、これから話でございますので、聞くのもちょっとはばれるようなところであったのですけれども、私たち議会の中で、上位法が変わったのでということで条例を更新したりなんかしますが、こういう先にわかっておるものに関しましては早く情報をつかんでいただきまして、私たちの耳にも届けていただきたいと思いますし、またよりよい方法で、何かいい知恵がないかというようなことがございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 3時56分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会副議長 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 康 久

